

化学物質排出把握管理促進法（化管法）の概要

2024年11月7日

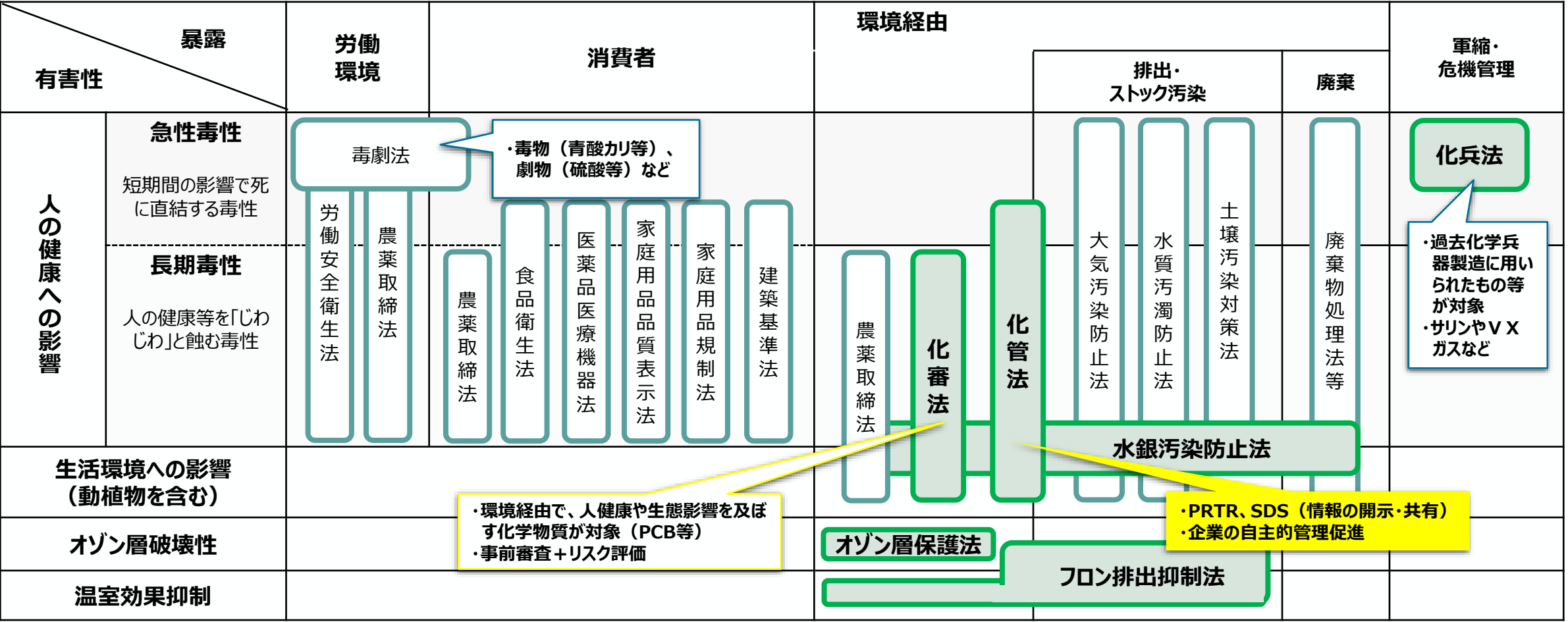
経済産業省 産業保安・安全グループ 化学物質管理課 化学物質リスク評価室

1. 化学物質排出把握管理促進法（化管法）の概要	-----	03
2. P R T R 制度	-----	10
3. S D S 制度	-----	26
4. 最近の取組	-----	35
5. まとめ	-----	39

1. 化学物質排出把握管理促進法（化管法） の概要

日本の化学物質管理制度について

- 日本の化学物質管理法令は、有害性・ばく露経路等に応じて策定されている。



※経産省所管は緑色の6つの法令

化管法の概要

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

- 事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする。（法第1条）
- 事業者は国が定める化学物質管理指針に留意した化学物質管理を実施するとともに、進捗状況等の情報提供を行う等国民の理解を図るよう努めなければならない。（法第4条）

PRTR制度

(Pollutant Release and Transfer Register)

- 人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を事業者が把握し、国に報告。
- 国は、事業者から届出された排出量・移動量の集計結果及び届出対象外の推計排出量を併せて公表。

事業者

行政

国民

<対象化学物質>

第一種指定化学物質(515物質)

※令和5年4月改正政令施行により対象化学物質が462物質から変更。

<対象事業者>

- 対象業種：政令で指定する24業種を営む事業者
- 従業員数：常用雇用者数21人以上の事業者
- 取扱量等：第一種指定化学物質の年間取扱量が1t以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.5t以上）ある事業所を有する事業者等

SDS制度

(Safety Data Sheet)

- 有害性のおそれのある化学物質及び当該化学物質を含有する製品を、事業者間で譲渡・提供する際に、化学物質の性状及び取扱い情報を提供することを義務づける制度。
- 化学物質の適正管理に必要な情報提供を義務づけ、事業者による自主管理を促進する。

化学製造・輸入業者

加工業者

卸売業者

小売業者

<対象化学物質>

第一種指定化学物質（515物質）及び第二種指定化学物質（134物質）

※令和5年4月改正政令施行により対象化学物質が変更（第一種：462物質、第二種：100物質）。

<対象事業者>

- 対象業種・従業員数・取扱量等に関わらず、指定化学物質及び指定化学物質を1質量%以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%以上）含有する製品を国内において他の事業者へ譲渡・提供する事業者

化管法関係政省令

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（施行令/政令）

- ・PRTR制度・SDS制度における指定化学物質（第1条、第2条）
 - ・PRTR制度の対象業種（第3条）
 - ・事業者の要件（第4条）
 - ・対象製品の要件（第5条、第6条）
- 等を規定

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（施行規則）

- ・第一種指定化学物質の排出量・移動量の算出方法、把握内容（第2条、第3条、特別要件施設の規定等：第4条）
 - ・届出に関する内容（届出の方法、届出の事項、届出様式等：第5条、第6条）
 - ・対応化学物質分類名への変更請求等（指定化学物質の使用その他の取扱いに関する情報が秘密情報である場合：第7条、第8条）
- 等を規定

指定化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令（化管法SDS省令）

- ・指定化学物質等の情報提供方法（第2条）
 - ・提供しなければならない情報（第3条）
 - ・提供しなければならない情報の記載方法（第4条）
 - ・ラベル表示（第5条）
- 等を規定

第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令（集計省令）

- ・届出事項の集計の方法（第4条）
- 等を規定

化管法の対象物質

(法第2条、施行令第1、2条)

第一種指定化学物質：515物質（PRTR制度、SDS制度）

特定第一種指定化学物質※：23物質

※第一種指定化学物質のうち、発がん性、変異原性、生殖毒性について高い有害性が認められる物質、一定以上の生態毒性を有する物質で難分解性かつ高蓄積性を有する物質。

第二種指定化学物質：134物質（SDS制度）

⇒ 有害性（ハザード）とばく露可能性に着目して選定

有害性（ハザード）

- ・発がん性
- ・変異原性
- ・経口慢性毒性
- ・吸入慢性毒性
- ・作業環境毒性
- ・生殖発生毒性
- ・感作性
- ・生態毒性
- ・オゾン層破壊物質

ばく露可能性

第一種指定化学物質

- 過去10年に、環境モニタリング（「黒本」）の複数地域で検出
- 年間排出量10トン以上、移動量100トン以上（PRTRデータあり）
- 年間排出量推計値10トン以上（PRTRデータなし、化審法用途のみ）
- 製造・輸入量100トン（農薬10トン）以上（〃、化審法用途以外）
- 環境保全施策上必要な物質※

第二種指定化学物質

- 過去10年に、環境モニタリング（「黒本」）の1地域で検出
- 年間排出量1トン以上、移動量10トン以上（PRTRデータあり）
- 年間排出量推計値、製造・輸入量1トン以上（PRTRデータなし）

※ばく露性の基準を考慮せず、有害性基準に該当し自主管理が必要な物質

対象化学物質の確認方法

- 対象化学物質のリストは、経産省及びNITEのHPからダウンロード可能。

【管理番号リスト（新旧対照表）】

全化学物質の管理番号、新旧政令番号、変遷について確認可能。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/seirei4.html

【指定化学物質リスト（種別、政令番号順）】

（第一種指定化学物質）https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015class1.pdf

（第二種指定化学物質）https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015class2.pdf

【代表的なCAS登録番号】

NITEのホームページにて、代表的なCAS登録番号について確認可能。変遷についても確認可能。

https://www.nite.go.jp/chem/prtr/data/R3_PRTR_SDS_LIST.xlsx

(一部抜粋)	管理番号	CAS登録番号	2021(R3)改正	2021(R3)改正	2021(R3)改正	2021(R3)改正	【名称変更】	【種別変更】*8	【追加】
	*1	*2	物質名*3	別名*4	政令番号*5	種別*6	*7		*9
	1		亜鉛の水溶性化合物		1-001	第一種			
	2	79-06-1	アクリルアミド		1-003	第一種			
	3	140-88-5	アクリル酸エチル		1-004	第一種			
	4		アクリル酸及びその水溶性塩		1-006	第一種			
	5	2439-35-2	アクリル酸 2 - (ジメチルアミノ) エチル		1-007	第一種			
	6	818-61-1	アクリル酸 2 - ヒドロキシエチル		2-001	第二種		○	
	7	141-32-2	アクリル酸ブチル		1-009	第一種	○		

対象化学物質の確認方法（参考情報）

【確認済みのCAS登録番号】

NITEのホームページにて、参考情報として、対象化学物質に含まれることが確認されたCAS登録番号を記載。

https://www.nite.go.jp/chem/prtr/data/R3_PRTR_SDS_ALL_LIST.xlsx

管理 番号	CAS登録番号		2021(令和3)年改正政令				2008(平成20)年改正政令				フラグ	
			政令番 号	種別	物質名	別名	政令番 号	種別	物質名	別名	水和物（注 1）	金属化合物 （注2）
1	557-13-1		1-001	第一種	亜鉛の水溶性化合物		1-001	第一種	亜鉛の水溶性化合物			亜鉛
1	557-34-6		1-001	第一種	亜鉛の水溶性化合物		1-001	第一種	亜鉛の水溶性化合物			亜鉛
1	557-42-6		1-001	第一種	亜鉛の水溶性化合物		1-001	第一種	亜鉛の水溶性化合物			亜鉛

【英語版リスト】

NITE-CHIRP（英語版）にて、参考情報として掲載。

https://www.chem-info.nite.go.jp/en/chem/chrip/chrip_search/intSrhSpcLst?e_trans=&slScNm=RJ_02_002

nite Incorporated Administrative Agency
National Institute of Technology and Evaluation

NITE-CHRP

NITE 化学物質総合情報提供システム (NITE Chemical Risk Information Platform)

Change text size A A A

[NITE TOP](#) > [Chemical Management Field](#) > CHRIP

| [Update history](#) | [Japanese](#) |

NITE-CHRP is a database provided information on Risk Assessments and Laws & Regulations, etc., of chemical substances.

Lists [Menu](#) > [Lists of Laws and Regulations, etc.](#) > [List](#)

>>>[Help](#) >>>[Help](#) >>>[Help](#)

+ Display by Decree number etc

→ [Display by CHRIP ID and CAS RN](#)

Japan: PRTR-SDS Law (from April 2023)

[Data Description](#) Category ALL [Downloading the search results](#)

[Add/Remove list items](#)

<<Previous Page 1-100 / 649 [Next Page>>](#) 100 results / page

	JPSN(Japan PRTR-SDS Number) ↑	Classification ↑	Cabinet Order Number ↑	Cabinet Order Name ↑
▶	1	I	1-001	Water-soluble compounds of zinc
▶	2	I	1-003	Acrylamide
▶	3	I	1-004	Ethyl acrylate
▶	4	I	1-006	Acrylic acid and its water-soluble salts

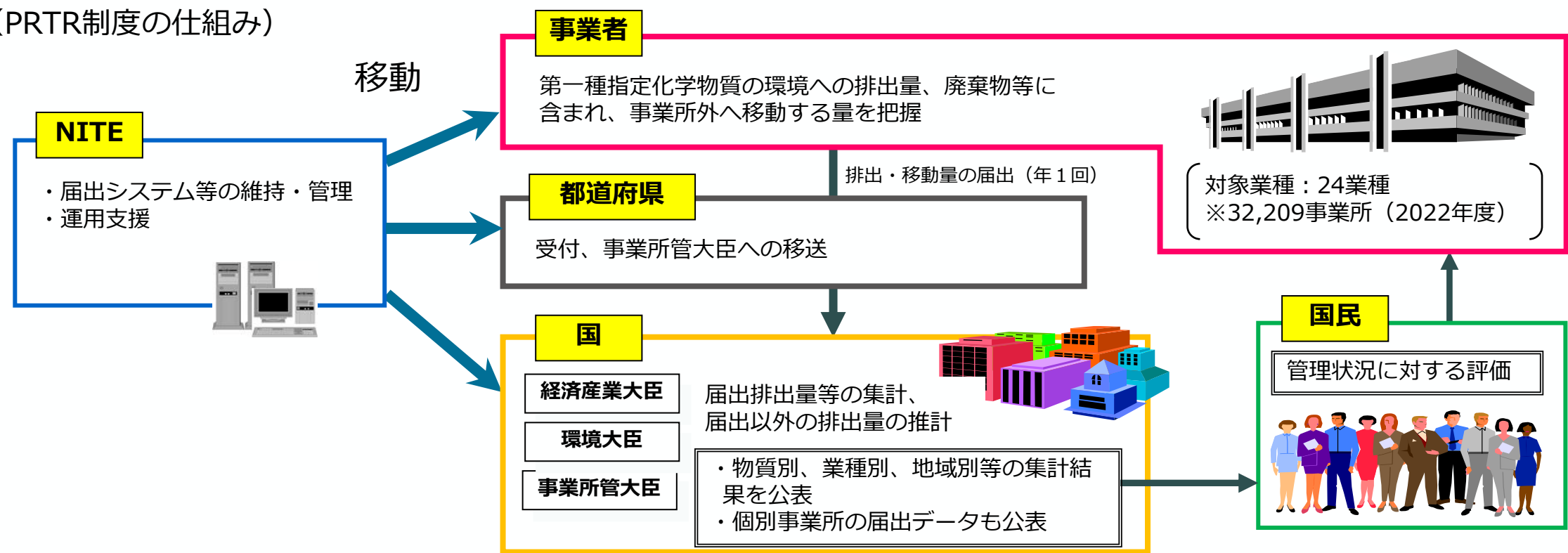
2. P R T R制度

PRTR制度

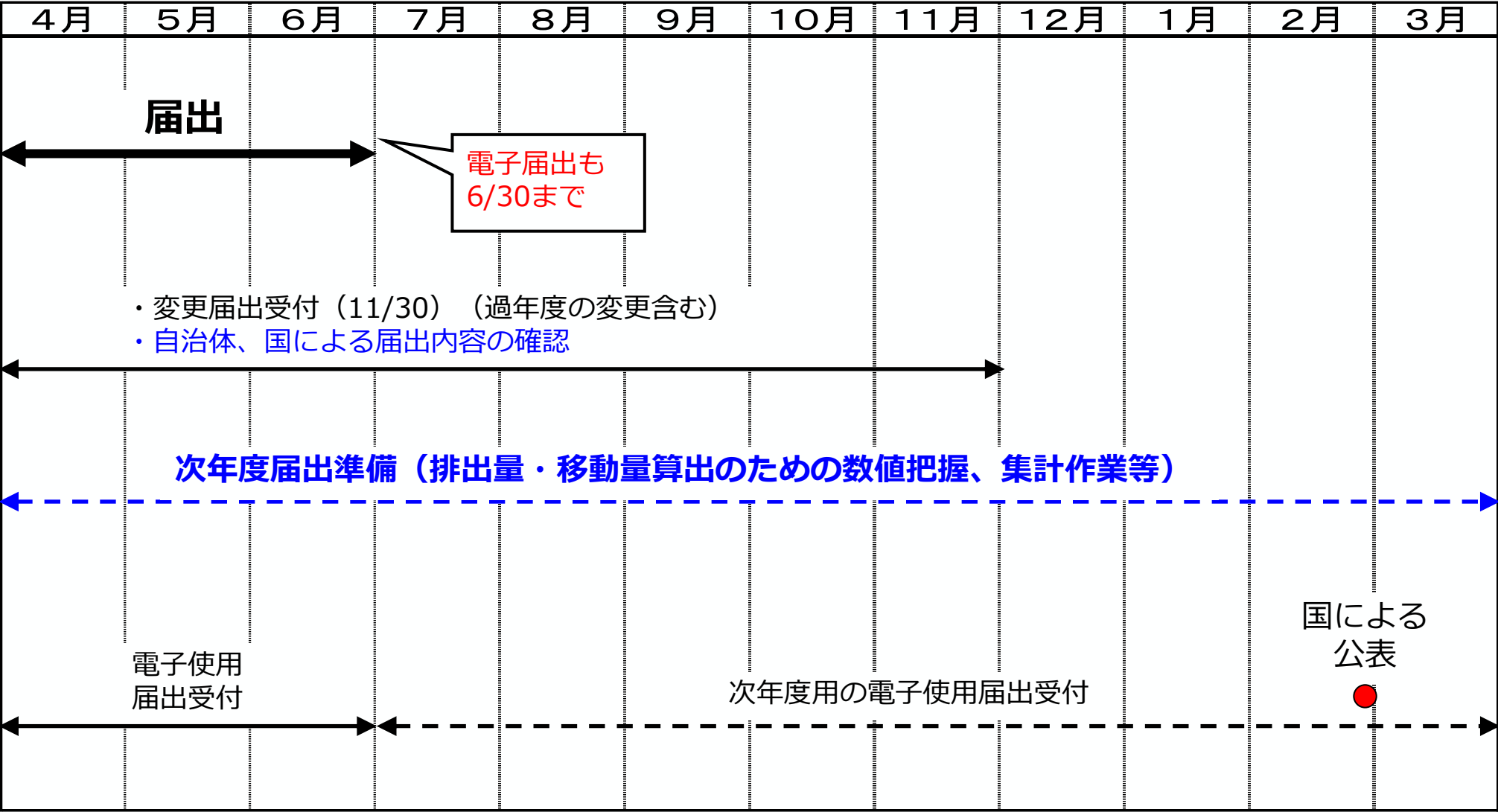
(法第5、8、9条)

- 化学物質排出移動量届出制度 (Pollutant Release and Transfer Register)
- 対象事業者は、事業活動に伴う環境中への化学物質の排出量等を年度ごとに把握し、都道府県知事を経由して国へ届出、国は届け出されたデータを集計し公表。

(PRTR制度の仕組み)



PRTR届出年間スケジュール



PRTR制度の対象物質・対象事業者

(法第2条、施行令第1、3～5条)

PRTR制度の対象物質

(法第2条、施行令第1条)

区分	物質数
第一種指定化学物質	515物質

PRTR制度の対象製品

(法第2条、施行令第5条)

第一種指定化学物質を1質量%以上（特定第一種指定化学物質は0.1質量%以上）含み、以下のいずれにも該当しない製品

例外的に把握をしなくてもよい製品とは



対象化学物質の含有率が少ないもの
対象化学物質の含有量が1%未満の製品(特定第一種指定化学物質の場合は0.1%未満)の製品



固形物(粉状や粒状のものを除く)
金属板や管等



密封された状態で使用する製品
乾電池等



一般消費者用の製品
家庭用洗剤、殺虫剤等



再生資源
金属くず、空き缶等

PRTR制度の対象事業者

(法第2条、施行令第3、4条)

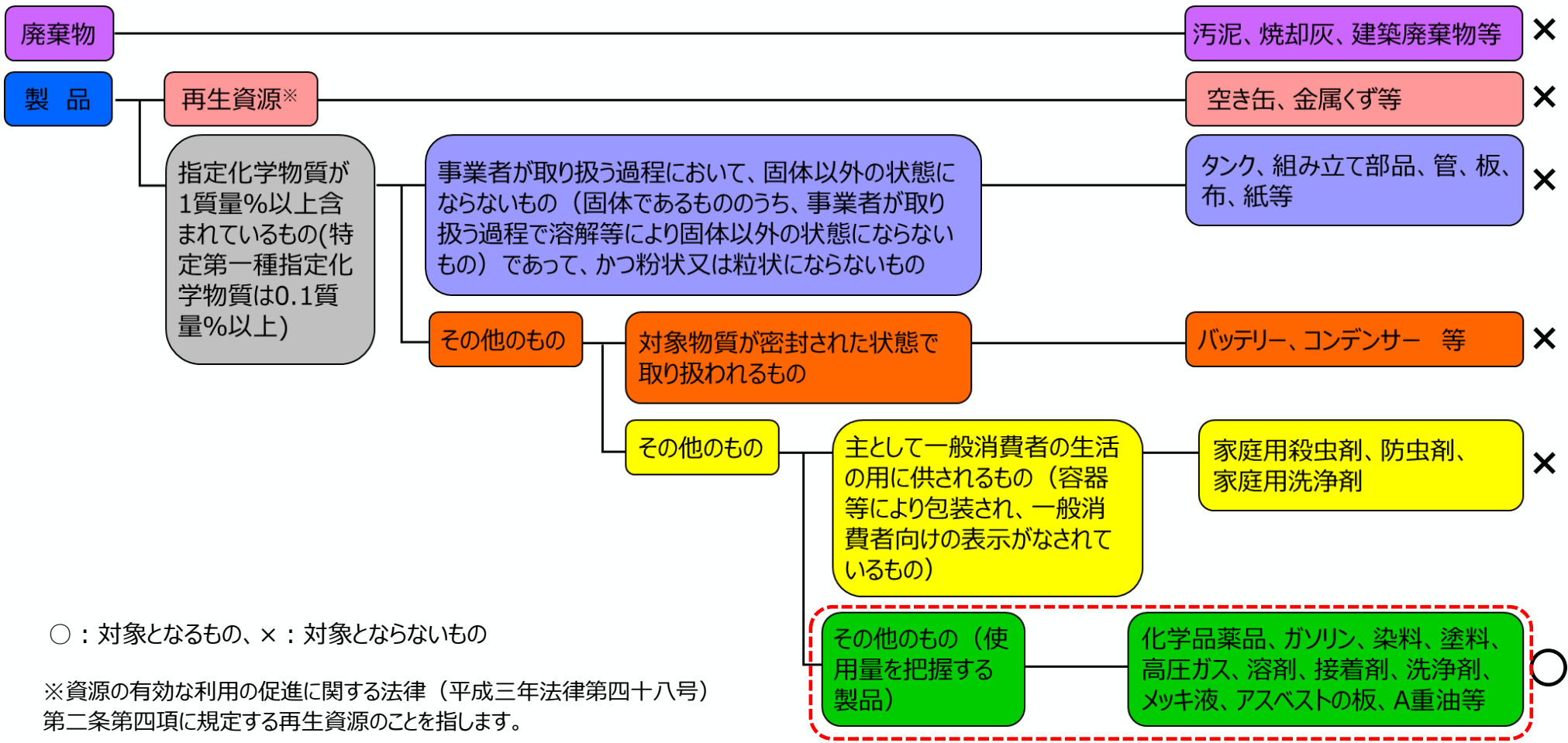
事業者単位

事業所単位

対象業種	対象業種として政令で指定している24種類の業種に属する事業を営んでいる事業者
事業者規模	本社及び全国の支社、出張所等を含め、全事業所を合算した従業員数が21人以上の事業者 ※いわゆる嘱託、パート、アルバイトが含まれる場合もある。
年間取扱量 (年間製造量 + 年間使用量)	いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が1トン以上（特定第一種指定化学物質は0.5トン以上）の事業所を有する事業者等、又は他法令で定める特定の施設（特別要件施設※）を設置している事業者 ※鉱山保安法上の関連施設、下水道終末処理施設、一般廃棄物処理施設／産業廃棄物処理施設、ダイオキシン類対策特別措置法上の特定施設

(参考) 対象製品

(施行令第5条)



○：対象となるもの、×：対象とならないもの

※資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）
第二条第四項に規定する再生資源のことを指します。

(参考) PRTR届出対象業種一覧

(施行令第3条)

1	金属鉱業	4	電気業	20	一般廃棄物処理業 (ごみ処分業に限る。)
2	原油及び天然ガス鉱業	5	ガス業		
3	製造業	6	熱供給業	21	産業廃棄物処分業 (特別管理産業廃棄物処分業を含む。)
	a 食料品製造業	7	下水道業		
	b 飲料・たばこ・飼料製造業	8	鉄道業		
	c 繊維工業	9	倉庫業(農作物を保管する場合又は貯蔵タンクにより気体又は液体を貯蔵する場合に限る。)	22	医療業
	d 衣服・その他の繊維製品製造業			23	高等教育機関 (付属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。)
	e 木材・木製品製造業				
	f 家具・装備品製造業	10	石油卸売業		
	g パルプ・紙・紙加工品製造業	11	鉄スクラップ卸売業 (自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。)	24	自然科学研究所
	h 出版・印刷・同関連産業				
	i 化学工業				
	j 石油製品・石炭製品製造業				
	k プラスチック製品製造業	12	自動車卸売業 (自動車用エアコンディショナーに封入された物質を取り扱うものに限る。)		
	l ゴム製品製造業				
	m なめし革・同製品・毛皮製造業				
	n 窯業・土石製品製造業				
	o 鉄鋼業	13	燃料小売業		
	p 非鉄金属製造業	14	洗濯業		
	q 金属製品製造業	15	写真業		
	r 一般機械器具製造業	16	自動車整備業		
	s 電気機械器具製造業	17	機械修理業		
	t 輸送用機械器具製造業	18	商品検査業		
	u 精密機械器具製造業	19	計量証明業 (一般計量証明業を除く。)		
	v 武器製造業				
	w その他の製造業				

※第一種指定化学物質を環境中に排出すると見込まれる業種を、届出義務による事業者の負担も勘案し、決定。

届出事項- 1

(法第5条第2項、施行規則第6条)

事業所ごとの届出事項

- ・ 事業者の名称
- ・ 事業所の名称
- ・ 事業所の所在地
- ・ 事業所において常時使用される
従業員の数
- ・ 事業所において行われている
事業が属する業種



令和6（2024）年度届出から追加

法人番号の追加

保有されている場合は記載をお願いします！
※国税庁法人番号公表サイトで確認できます。

メールアドレスの追加

電子届出では、自動的に入力されます。

様式第1（第5条関係）

第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

年 月 日

主務大臣（都道府県知事）殿

届出者 (ふりがな) 住 所 〒
(ふりがな) 氏 名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

事業所	(ふりがな) 事業者の名称		
	法人番号		
	前回の届出における名称		
	(ふりがな) 事業所の名称		
	前回の届出における名称		
	事業所の所在地	都道府県	市区町村
	(ふりがな)		
事業所において常時使用される従業員の数	人		
事業所において行われる事業が属する業種	業 種 名	業種コード	
	主たる事業		
	従たる事業		
第一種指定化学物質の排出量及び移動量	別紙番号1～		のとおり
本届出が法第6条第1項の請求に係るものであることの有無（該当するものに○をすること）	1. 有		2. 無
担当者	部 署		
(問い合わせ先)	(ふりがな) 氏 名		
	電話番号		
	電子メールアドレス		
※受理日	年 月 日	※整理番号	

届出事項- 2

(法第5条第2項、施行規則第6条)



令和6（2024）年度届出から変更

管理番号の導入

電子届出では、届出システム届出項目に自動反映（継続物質は自動入力）。

第一種指定化学物質ごとの届出事項

（化学物質の情報）

- 第一種指定化学物質の名称
- 第一種指定化学物質の**管理番号**

（排出量）

- 大気への排出
- 公共水域への排出
- 当該事業所における土壌への排出（当該事業所における埋立処分を除く。）
- 当該事業所における埋立処分

（移動量）

- 下水道への移動
- 当該事業所の外への移動（下水道への移動を除く。）

別紙番号

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量

第一種指定化学物質の名称												
第一種指定化学物質の管理番号		単位 kg mg－T E Q (※イカリン類の場合)										
排出量	イ 大気への排出											排出先の河川、湖沼、海域等の名称 ()
	ロ 公共用水域への排出											
	ハ 当該事業所における土壌への排出 (ニ以外)											
	ニ 当該事業所における埋立処分											
移動量	イ 下水道への移動											移動先の下水道終末処理施設の名称 ()
	ロ 当該事業所の外への移動 (イ以外)											
	当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の処理方法又は種類	廃棄物の処理方法 (該当するものに○をすること (複数選択可)) 01 脱水・乾燥 04 中和 07 その他 02 焼却・溶融 05 破砕・圧縮 03 油水分離 06 最終処分 廃棄物の種類 (該当するものに○をすること (複数選択可)) 01 燃え殻 10 動植物性残さ 02 汚泥 11 動物系固形不要物 03 廃油 12 ゴムくず 04 廃酸 13 金属くず 05 廃アルカリ 14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 06 廃プラスチック類 15 鉱さい 07 紙くず 16 がれき類 08 木くず 17 ばいじん 09 繊維くず 18 その他										
※整理番号												

(参考) 管理番号の導入

- 事業者の負担軽減のために管理番号を導入（政令改正のたびにPRTR届出に必要な政令番号が変更されることとなる）。
- 管理番号は改正前の政令番号を基本として改正前の第1種指定化学物質、第2種指定化学物質、新たに追加された第1種指定化学物質、第2種指定化学物質の順に番号を付与。

管理番号の付与：
見直し前の第1種から
順番に付与しており、
462番までは見直し前
の政令番号と同一

指定物質から外れたものは、
セルをグレーで表記

管理番号	物質名称	別名	対応化学物質分類	元素等に換算する化学物質	2021 (R3) 改正				2008 (H20) 改正				変遷等				
					第一種	特定第一種	第二種	政令番号	第一種	特定第一種	第二種	政令番号	欠番	種変更・追加	範囲変更	新規追加	名称変更
1	亜鉛の水溶性化合物		1	亜鉛に換算	●			1-001	●			1-001					
2	アクリルアミド		4		●			1-003	●			1-002					
3	アクリル酸エチル		4		●			1-004	●			1-003					
4	アクリル酸及びその水溶性塩		4		●			1-006	●			1-004					
5	アクリル酸2－（ジメチルアミノ）エチル		4		●			1-007	●			1-005					
6	アクリル酸2－ヒドロキシエチル		4				●	2-001	●			1-006		▲			
7	アクリル酸ブチル		4		●			1-009	●			1-007					◇（ノルマル削除）
8	アクリル酸メチル		4		●			1-010	●			1-008					
9	アクリロニトリル		4		●			1-011	●			1-009					
10	アクロレイン		3		●			1-012	●			1-010					
11	アジ化ナトリウム		1						●			1-011	●				
12	アセトアルデヒド		3		●	●		1-017	●			1-012		□			
13	アセトニトリル		4						●			1-013	●				

把握する排出量等の区分

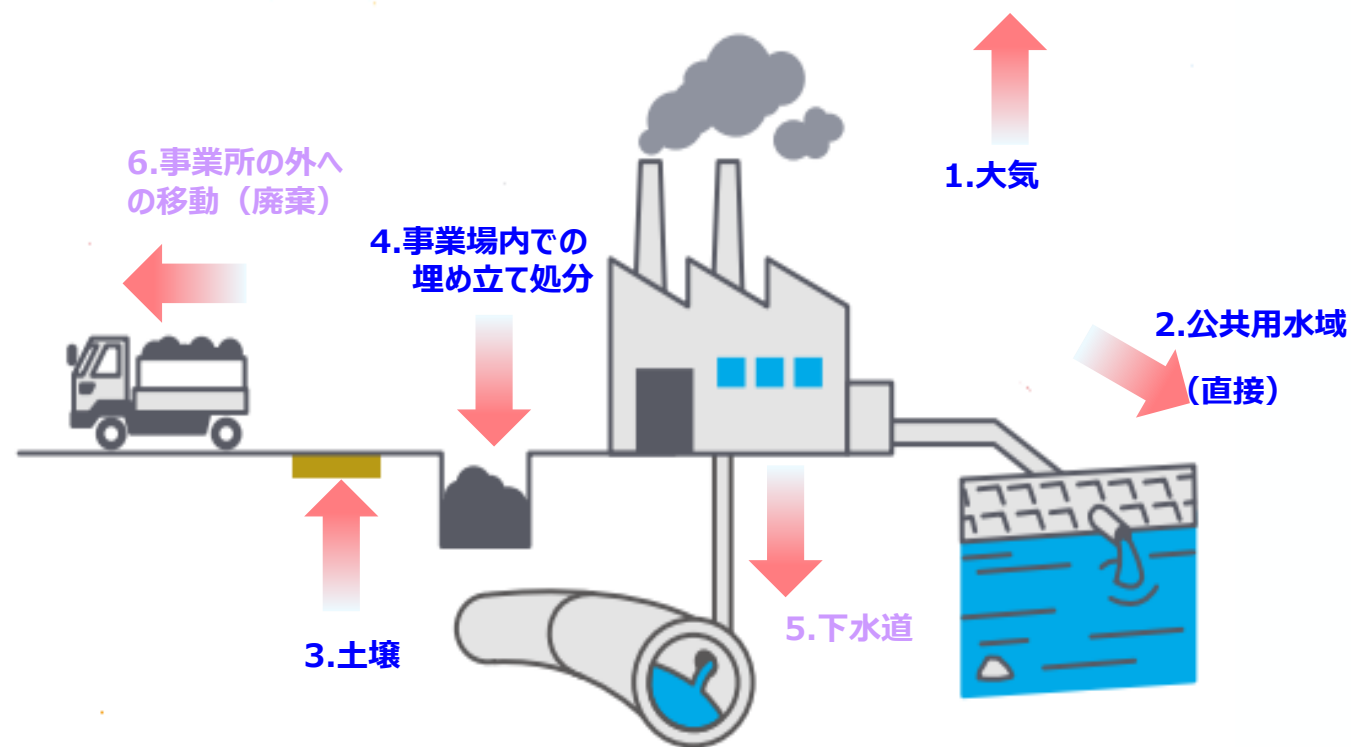
(施行規則第2～4条)

排出量

1. 大気への排出
2. 公共用水域への排出
3. 当該事業所における土壌への排出
4. 当該事業所における埋立処分

移動量

5. 下水道への移動
6. 当該事業所の外への移動（5によるものを除く）



把握する排出量等の算出・把握方法

(施行規則第2～4条)

算出方法 – 以下の5つの方法から選択

1. 物質収支を用いる方法：事業所に入ってきた量と出ていった量の差を求める

$$\text{排出量 または 移動量} = \text{年間取扱量} - \text{製造品としての搬出量} - \text{他の排出量・移動量}$$

2. 実測値を用いる方法：排ガス等の濃度を実測し、その数値に排ガス量等を乗じる

$$\text{排出量 または 移動量} = \text{排ガス、排水 または 廃棄物中の対象物質濃度} \times \text{年間の排ガス量、排水量 または 廃棄物量}$$

3. 排出係数を用いる方法※：取扱量に排出係数を乗じる

$$\text{排出量 または 移動量} = \text{排出係数} \times \text{年間取扱量}$$

4. 物性値を用いる方法：排ガス等に物性値（蒸気圧、溶解度など）を乗じる

$$\text{排出量 または 移動量} = \text{物性値を用いた計算による排ガス、排水 または 廃棄物中の対象物質濃度} \times \text{年間の排ガス量、排水量 または 廃棄物量}$$

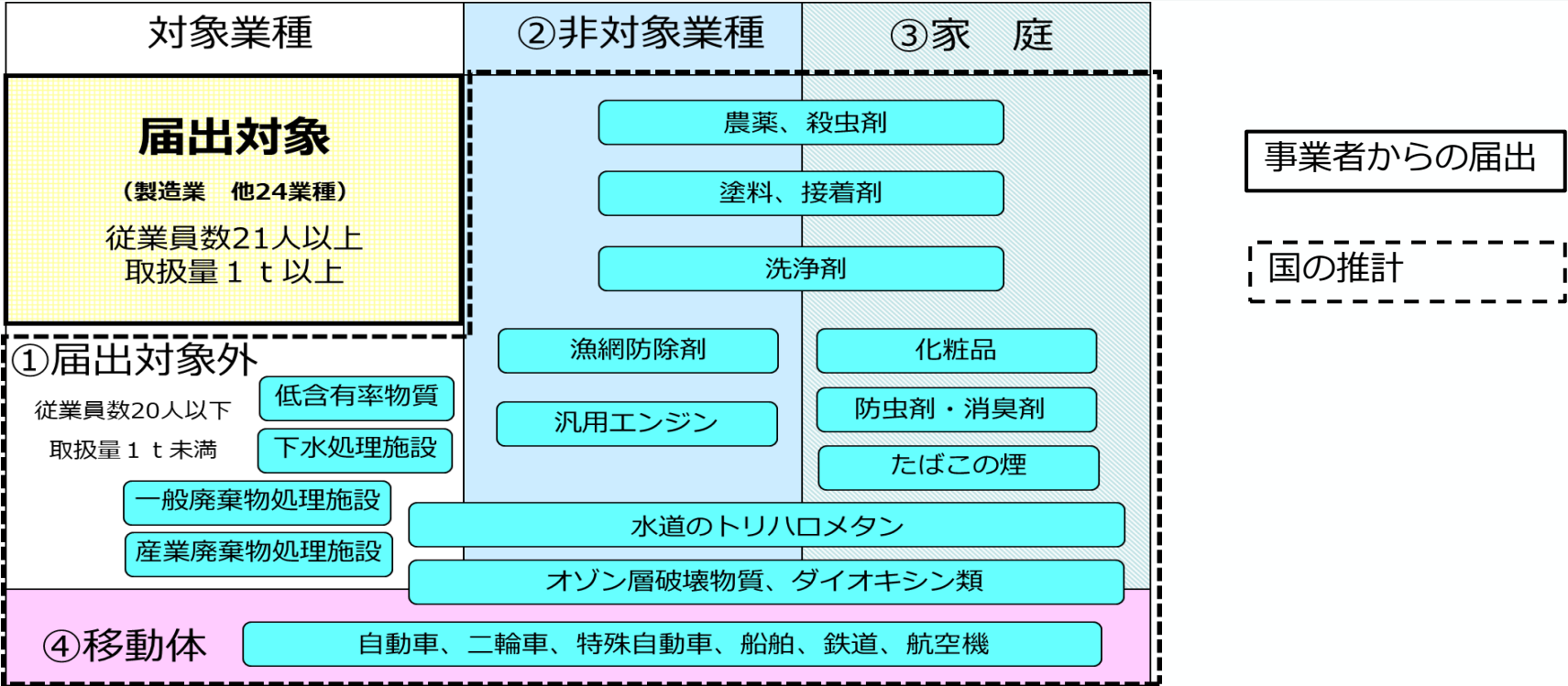
5. その他の確に算出できると認められる方法

※「PRTR排出量等算出マニュアル」（経済産業省・環境省）にて、詳細内容を掲載。排出係数は、業界が設定した排出係数等もあり、事業者が適宜選択。

P R T R届出・集計の区分

(法第9条第1項、集計省令第5条)

- 経済産業大臣及び環境大臣は、**対象事業者から届け出られた排出量以外の対象化学物質**の環境への排出量を推計し、届け出られた排出量の結果と併せて公表している。
- 推計を行う事項は、4つに分類（①**届出対象外**、②**非対象業種のみを営む事業者からの排出量**、③**家庭からの排出量**、④**移動体からの排出量**）されている。



公表内容

(法第8、9条、集計省令第4～6条)

- 届出内容、集計及び推計の結果を、経産省及び環境省のHPにて毎年公表。

●届出排出量・移動量の対象化学物質別集計結果

1. 排出・移動先別の集計

- ✓ 全国・全業種
- ✓ 都道府県別・全業種
- ✓ 全国・業種別
- ✓ 都道府県別・業種別

2. 従業員数区分別の集計

- ✓ 全国・業種別
- ✓ 都道府県別・業種別

●届出外排出量の推計値の対象化学物質別集計結果

3. 算出事項（対象業種・非対象業種・家庭・移動体）別の集計

- ✓ 全国
- ✓ 都道府県別

4. 移動体の区分（自動車・二輪車・特殊自動車・船舶・鉄道車両航空機）別の集計

- ✓ 全国
- ✓ 都道府県別

届出排出量・移動量の対象化学物質別集計結果

1. 排出・移動先別の集計

表1-1 全国・全業種 (PDF形式: 498KB)

表1-2 都道府県別・全業種 (以下をお選びください PDF形式)

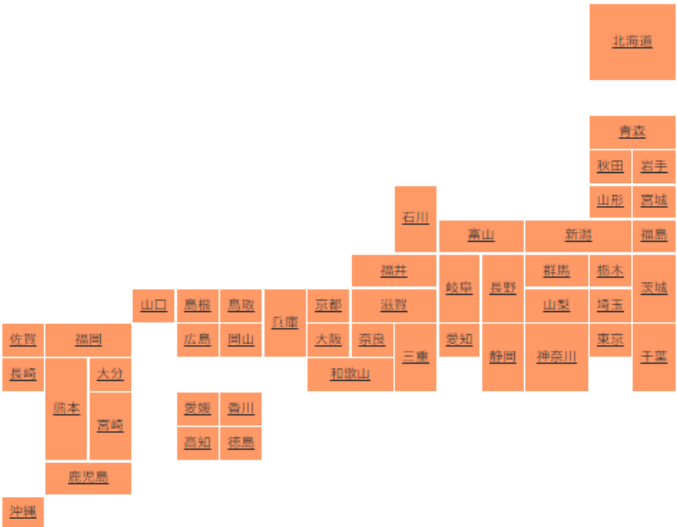


表1-3 全国・業種別 (業種リスト)

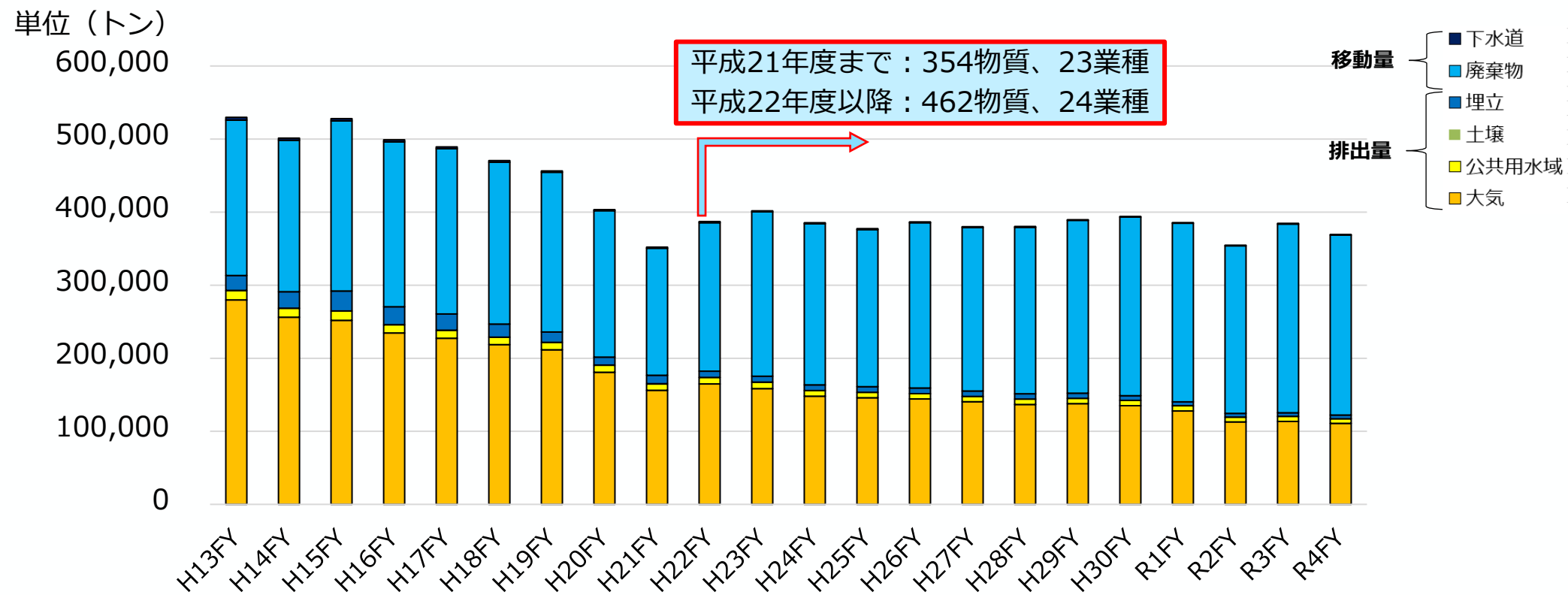
表1-4 都道府県別・業種別 (以下をお選びください PDF形式)

2022（令和4）年度PRTR届出排出量・移動量の概要

- 2022（令和4）年度における排出量・移動量は、369千トン（前年度比4.0%減）。
 - 排出量 122千トン（前年度比2.5%減）
 - 移動量 247千トン（前年度比4.7%減）

※届出事業所（約3万2千事業所）計

- 当該年度の届出外排出量（対象外事業者、家庭、移動体）は、187千トンと推計。



化学物質の排出状況等の情報提供- 1

- 「PRTRけんさくん」（PRTRデータ分析システム）をインターネットで公開。
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/6a.html
- 個別事業所毎の事業所名、住所、業種、届出物質、排出・移動量等の表示、物質や地域ごとの集計や年度ごとの経年比較を行うことができる。

＜事業所データ＞

PRTRけんさくん

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) 検索(S) 集計・比較(T) ヘルプ(H)

ファイル取込	ファイル出力	検索・抽出	印刷プレビュー	排出量集計	比較	表示切替
--------	--------	-------	---------	-------	----	------

☐	整理番号	届出先大臣	届出先	事業者名称	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	届出物質数	従業員数	主たる業種
☐	E2301000-00001-00	経済産業大臣	北海道知事	〇〇株式会社	▲▲事業所	XXXX	△△	1	6	2100 石油...
☐	E2301000-00002-00	厚生労働大臣	北海道知事	株式会社●●	□□プラント	XXXX	■●	1	67	7210 洗濯...
☐	E2301000-00003-00	経済産業大臣	北海道知事	:	:	:	:	8	5	5930 燃料...
☐	E2301000-00004-00	経済産業大臣	北海道知事	:	:	:	:	5	3	5930 燃料...
☐	E2301000-00005-00	経済産業大臣	北海道知事	:	:	:	:	6	7	5930 燃料...

届出データ公表後、けんさくんからExcelでの出力が可能となります！

＜データ集計機能＞

経年比較

全国(全データ) 排出先別 排出量 経年比較

戻る 印刷 ファイル出力

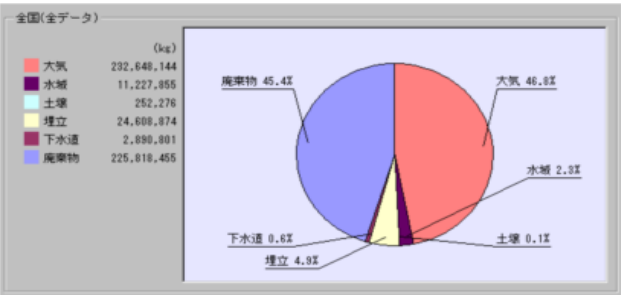
比較結果一覧表(グラフ)並び替えボタン (各列の△ボタンをクリックすると並び替えを行います。)

第一種指定化学物質	排出量	移動量
△ 大気	▽ 水質	▽ 土壌
▽ 埋立	▽ 下水道	▽ 廃棄物

□ 上位 452 番目までを表示する

	2022fy					排出量	移動量
	大気	水質	土壌	埋立	下水道		
1(1) 亜鉛の水溶性化	8,680	559,592	0	0	18	14,685	2,889,391
2(2) アクリルアミド	327	7	0	0	18	3,387	329
3(3) アクリル酸エチ	10,398	295	4	0	195	88,281	8,727
4(4) アクリル酸及び	30,976	935	0	0	3,491	519,560	22,420
5(5) アクリル酸ア	8	0	0	0	18	8	0

＜グラフ表示＞



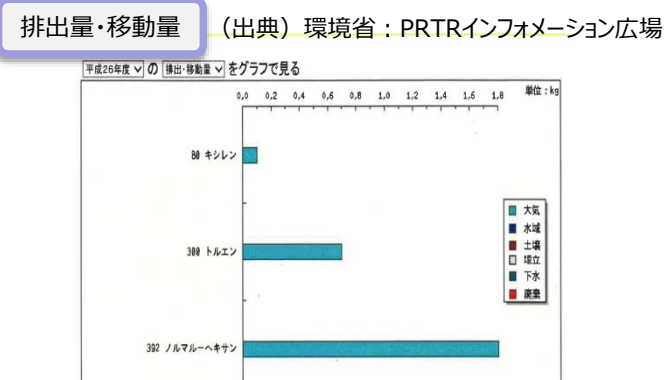
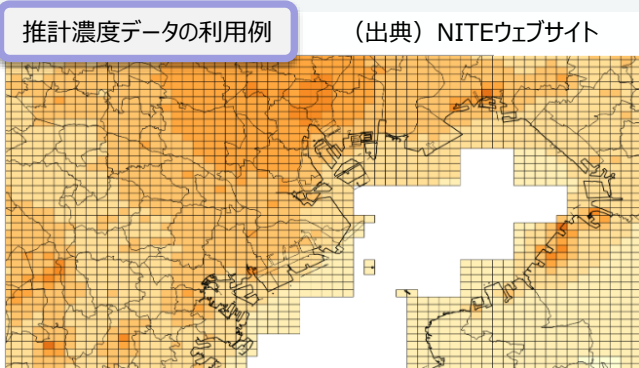
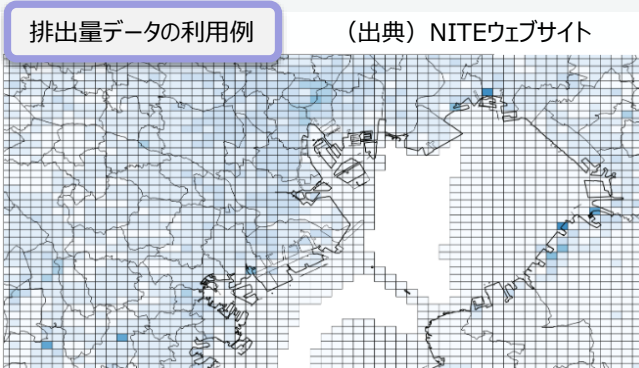
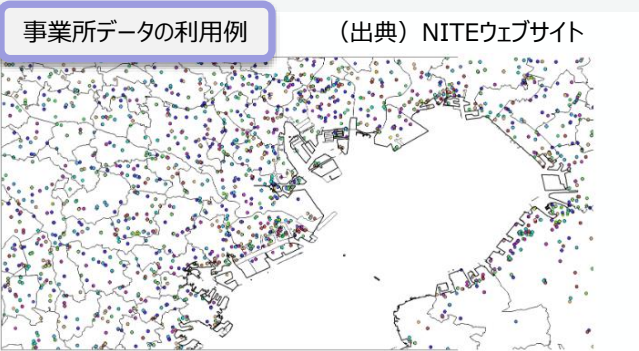
透明性の高い情報の公開は、
地域住民の理解の増進にも寄与

化学物質の排出状況等の情報提供- 2

- PRTR制度に基づき届出・推計されたデータ（事業所データ、排出量データ、推計濃度データ※）については、NITEウェブサイト※※上で公開。

※AIST-ADMERを用いて大気中推定濃度を計算 ※※ <https://www.nite.go.jp/chem/prtr/mapdata/index.html>

- ダウンロードデータは地図情報システム（GIS）ソフトにより、独自にデータの表示、解析、加工が可能。



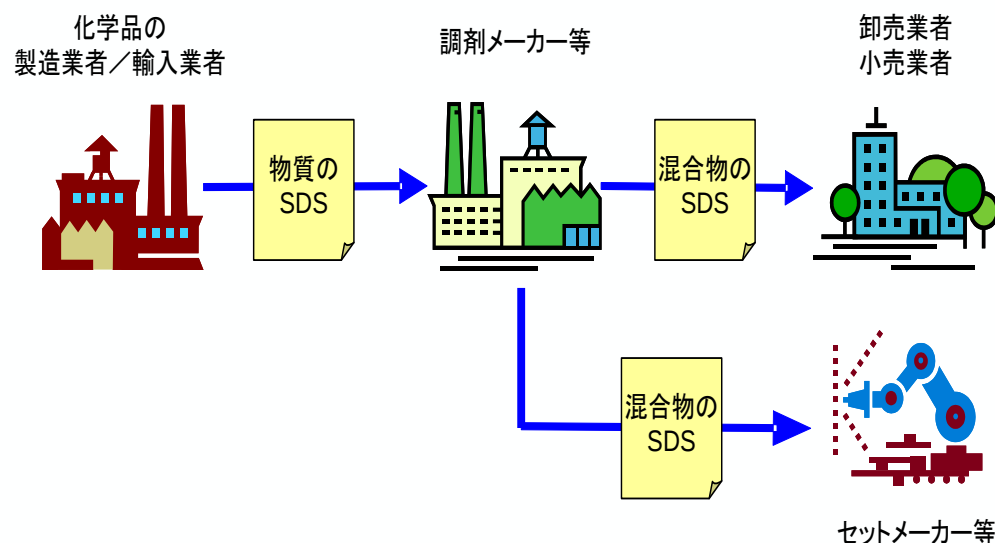
3. SDS制度

SDS制度とは

(法第14条)

- SDSとは、化学品の安全な取り扱いを確保するために、化学品の危険有害性等に関する情報を記載した文書（Safety Data Sheet：安全データシート）
- 事業者間で化学品を取引する時まで提供し、化学品の危険有害性や適切な取り扱い方法に関する情報等を、供給者側から受け取り側の事業者へ伝達するための仕組み。
- SDSは、これらの化学品を使用して作業をする労働者等にとって、取り扱い時等において、非常に有益な情報伝達ツールとなる。
- 国内では化管法その他、労安法、毒劇法でSDS制度が導入されている。

SDSの提供フロー



SDSの記載項目

(法第14条、SDS省令第3、4条)

- SDSの記載項目はGHSに対応した16項目。日本語で記載するよう規定している。
- SDSの作成、提供に際しては、国連GHS文書に対応しているJIS Z 7253に適合する方法で行うよう努めることとしている。

化管法	JIS Z 7253
指定化学物質又は製品の名称、指定化学物質等取扱事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先	項目 1 化学品及び会社情報
危険有害性の要約	項目 2 危険有害性の要約
製品が含有する第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の名称及びその含有率（有効数字2桁）	項目 3 組成及び成分情報
指定化学物質等により被害を受けた者に対する応急措置	項目 4 応急措置
指定化学物質等を取り扱う事業所において火災が発生した場合に必要な措置	項目 5 火災時の措置
指定化学物質等が漏出した際に必要な措置	項目 6 漏出時の措置
指定化学物質等の取扱い上及び保管上の注意	項目 7 取扱い及び保管上の注意
指定化学物質等を取り扱う事業所において人が当該指定化学物質等に暴露されることの防止に関する措置	項目 8 ばく露防止及び保護措置
指定化学物質等の物理的・化学的性状	項目 9 物理的及び化学的性質
指定化学物質等の安定性及び反応性	項目10 安定性及び反応性
指定化学物質等の有害性	項目11 有害性情報
指定化学物質等の環境影響	項目12 環境影響情報
指定化学物質等の廃棄上の注意	項目13 廃棄上の注意
指定化学物質等の輸送上の注意	項目14 輸送上の注意
指定化学物質等について適用される法令	項目15 適用法令
指定化学物質等取扱い事業者が必要と認める事項	項目16 その他の情報

GHS（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）

- GHSとは、国連GHS文書により国際的に推奨されている化学品の危険有害性の分類基準・情報伝達方法（ラベル/SDS）。
- 欧州各国、米国、ロシア、中国等をはじめ84力国で導入されている。
- 分類基準や表示方法が調和できれば、各国の情報提供規則への対応のみで輸出可能となり、事業者の対応が減る。

GHSによる分類基準・情報伝達

分類

以下の危険有害性（ハザード）の分類基準

- 物理化学的危険性（爆発物、可燃性等 17項目）
- 健康に対する有害性（急性毒性、眼刺激性、発がん性等 10項目）
- 環境に対する有害性（水生環境有害性等 2項目）

情報伝達

ラベル



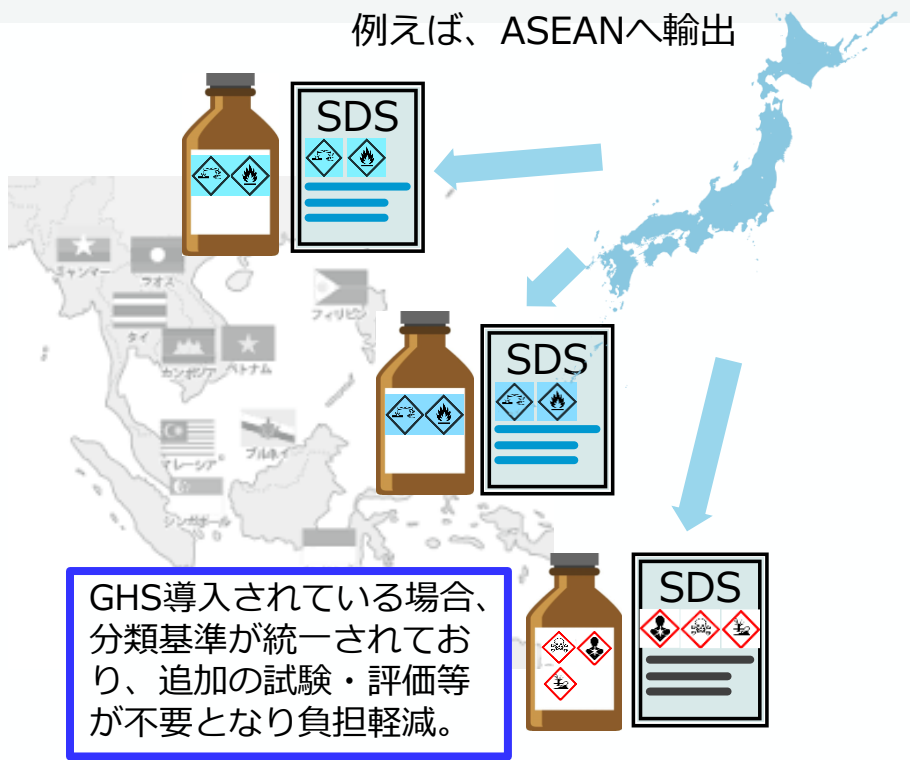
ラベルにより、化学品の危険有害性情報や適切な取扱い方法を伝達

SDS（安全データシート）



事業者間の取引時にSDSを提供し、化学品の危険有害性や適切な取扱い方法等を伝達

- 【GHS導入のねらい】
- 人の健康や環境の保護を強化
 - 化学品の試験・評価の重複を回避
 - 事業者の負担軽減と国際競争力の強化に貢献
 - 自社の安全性イメージ向上に寄与



SDS制度の対象物質、提供方法等

(法第2、14条、施行令第1～6条、SDS省令第2、6条)

- 指定化学物質及び指定化学物質を1質量%以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%以上）含有する製品を国内において他の事業者に譲渡・提供する事業者が対象。
- 昨今のデジタル化の進展を踏まえ、SDS省令を改正し、電子的な提供方法を柔軟化。

対象物質

区分	物質数
第一種指定化学物質	515物質
第二種指定化学物質	134物質
合計	649物質

提供方法



文書の交付



光ディスク等の交付



FAXの送信



電子メールの送信、インターネット掲載

令和4年度から提供方法が柔軟化

SDS制度における「製品」とは

指定化学物質（第一種、第二種）を1質量%以上（特定第一種指定化学物質は0.1質量%以上）含み、以下のいずれにも該当しない製品

例外的にSDSを提供しなくてもよい製品とは



対象化学物質の含有率が少ないもの
対象化学物質の含有量が1%未満の製品(特定第一種指定化学物質の場合は0.1%未満)の製品



固形物(粉状や粒状のものを除く)
金属板や管等



密封された状態で使用する製品
乾電池等



一般消費者用の製品
家庭用洗剤、殺虫剤等



再生資源
金属くず、空き缶等

※対象外製品は、PRTR制度と同じ

相手方が容易に閲覧できる方法を追加

- 指定化学物質、それを含有する製品を国内の他の事業者へ譲渡、提供する時まで提供。
- 提供したSDSの内容に変更の必要が生じた場合、速やかに、変更後の内容を含むSDSの提供に努める。
- 製品中の対象化学物質成分及び含有率といった機密情報は、別添として提供することも可能。

(参考) SDS作成について

SDS・ラベル作成ガイド (SDS作成をサポート)

SDS・ラベル作成方法、作成例を記載した化管法に基づくSDS・ラベル作成ガイドを作成、経産省HPで公表。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar2023/SDS_guidance_2023.pdf



SDSの危険有害性項目

物理化学的危険性

- | | | |
|-----------------------------------|-----------|------------|
| ●爆発物 | ●引火性液体 | ●水反応可燃性化学品 |
| ●可燃性ガス（自然発火性ガス、
化学的に不安定なガスを含む） | ●可燃性固体 | ●酸化性液体 |
| ●エアゾール | ●自己反応性化学品 | ●酸化性固体 |
| ●酸化性ガス | ●自然発火性液体 | ●有機過酸化物 |
| ●高圧ガス | ●自然発火性固体 | ●金属腐食性化学品 |
| | ●自己発熱性化学品 | ●鈍性化爆発物 |

健康に対する有害性

- | | | |
|-------------------|-----------|------------------|
| ●急性毒性 | ●生殖細胞変異原性 | ●特定標的臓器毒性（単回ばく露） |
| ●皮膚腐食性／刺激性 | ●発がん性 | ●特定標的臓器毒性（反復ばく露） |
| ●眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 | ●生殖毒性 | ●誤えん有害性 |
| ●呼吸器感作性又は皮膚感作性 | | |

環境に対する有害性

- | | |
|----------|------------|
| ●水生環境有害性 | ●オゾン層への有害性 |
|----------|------------|

ラベル表示

(SDS省令第5条)

- 化管法SDS制度では、SDS提供を義務づけるとともに、ラベルによる表示に努めることが規定されている。化管法に基づくラベルの作成、提供に際しては、JIS Z 7253に適合する方法で行うよう努めることとしている。

ラベルに記載すべき情報

化管法	JIS Z 7253
指定化学物質等の物理化学的性状、安定性、反応性、有害性又は環境影響に対応する絵表示	危険有害性を表す絵表示 ③
注意喚起語	注意喚起語 ②
指定化学物質等の物理化学的性状、安定性、反応性、有害性及び環境影響	危険有害性情報 ④
指定化学物質等の貯蔵又は取扱い上の注意	注意書き ⑤
第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の名称	化学品の名称 ①
第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質を含有する製品の名称	
表示をする者の氏名（法人にあっては、その名称）、住所及び電話番号	供給者を特定する情報 ⑥
-	その他国内法令によって表示が求められる事項

モデルラベル

①

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
△△△△△△△△△△△△△△△△ (英名)
成分：□□□□□□□□□□□□□□□□
NET Wt. 15kg

②

→

危険

③

→



④

- ・引火性液体および蒸気
- ・飲み込むと有害
- ・生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い
- ・中枢神経系、腎臓の障害
- ・呼吸器への刺激のおそれ、または、眠気およびめまいのおそれ
- ・長期、または反復ばく露による血管、肝臓、脾臓の障害のおそれ
- ・飲み込み、気道に侵入すると有害のおそれ
- ・水生生物に非常に強い毒性
- ・重篤な眼の損傷
- ・皮膚刺激

⑤

【安全対策】

- ・使用前に取扱説明書を入手し、全ての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
- ・容器を密閉しておくこと。
- ・火花、裸火、高温体等の着火源から遠ざけること。禁煙。
- ・防爆型の電気機器/換気装置/照明機器を使用すること。

【応急処置】

- ・火災の場合：粉末消火剤、耐アルコール性泡消火剤、二酸化炭素又は水を用いて消火すること。
- ・飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。口をすすぐこと。
- ・眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを使用して容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。ただちに医師に連絡すること。
- ・皮膚等に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を多量の水と石けんで洗うこと。皮膚刺激が生じた場合、医師の手当てを受けること。

【保管】

- ・涼しく換気のよい場所で、施設して保管すること。

【廃棄】

- ・内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託する。

【使用上の注意】

- ・貯蔵条件（低温）によって全体又は一部が固化することがあります。そのときは火気に注意の上、加温・溶解し、均一化してください。

⑥

→

日本GHS株式会社 東京都千代田区麹町〇-〇 電話：03-0000-0000

日本におけるGHS導入に向けた取組- 1

GHSに対応した日本産業規格（JIS）の整備、引用

- 日本国内では、GHSに対応する日本産業規格（JIS）を整備、国内SDS関連法令での引用。
 - ・ JIS Z 7252（GHSに基づく化学品の分類方法）
 - ・ JIS Z 7253（GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法-ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS））
- 2019（令和元）年5月、JISが改正され、現在、国連GHS文書第6版に対応。

GHSに基づくSDS及びラベル作成への支援（情報提供）

- GHSに基づく政府分類の公表
令和5年度までに約3,300物質のGHS分類結果を（独）製品評価技術基盤機構（NITE）HPにて公表。
（NITEHP：NITE統合版（GHS分類結果）） https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_index.html

NITE統合版（GHS分類結果）



- GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報の公表

GHS対応モデルラベル・モデルSDS



- 国連GHS文書の邦訳
政府によるGHS分類結果に基づくモデルラベル・モデルSDSを厚生労働省HPにて公表。
（厚労省HP 職場のあんぜんサイト） https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx

- 国連GHS文書の邦訳
「GHS関係省庁等連絡会議」において、国連GHS文書の原文から日本語への翻訳作業を実施、関係省庁等のHPにて公開。
（掲載URL） https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_text.html

日本におけるGHS導入に向けた取組- 2

GHSに基づくSDS及びラベル作成への支援（ツール提供）

●GHS分類ガイダンスの作成・公表

G H S 分類をより正確かつ効率的に実施するための手引き。経産省HPからダウンロード可能。
国連GHS文書改訂6版に基づくJIS Z 7252：2019に対応。

（経産省HP） https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_tool_01GHSmanual.html

●NITE-Gmiccs（GHS混合物分類判定ラベル／SDS作成支援システム invented by METI）

JIS Z 7252に準拠した混合物のGHS分類判定、ラベル情報の出力、SDSの作成支援を行うシステム。
（独）製品評価技術基盤機構（NITE）のHPにて公表。

（NITEHP：NITE-Gmiccs） <https://www.ghs.nite.go.jp/>



●GHSパンフレットの作成・公表

GHSパンフレット「－GHS対応－化管法・安衛法・毒劇法におけるラベル表示・SDS提供制度」を経産省と厚労省が共同で作成・各省HPで公表。

（経産省HP） https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar/GHSpamphlet.pdf

4. 最近の取組

最近の主な法令改正①（指定化学物質等の見直し 施行令改正）

- 最新の有害性に関する知見や排出状況等を踏まえ、指定化学物質等の見直しを実施。
 - PRTR制度：（令和5年4月1日～）排出・移動量の把握 →（令和6年4月1日～）届出
 - SDS制度：（令和5年4月1日～）SDSの提供開始



最近の主な法令改正②（化学物質管理指針 指針改正等）

- 近年の災害の発生状況等を受け、①地方公共団体との連携、②災害による被害の防止に係る平時からの取組を留意事項として追加。
(令和4年11月)
- 事業者が具体的な方策を検討する際の一助となるよう、**取組の好事例を紹介する「災害による化学物質等による被害の未然防止に向けた好事例集」を公表**
(令和6年2月 経済産業省・環境省)

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/pdf/shishin_jireishuu.pdf

＜ドラム缶の横置き落下防止例＞



＜実験室の試薬瓶の転倒・衝突対策の例＞



(参考) 化学物質管理指針

指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針（平成12年環境庁・通商産業省告示第1号）

- 化管法第3条に基づき、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、指定化学物質等取扱事業者が化学物質の管理に関して一般的・業種横断的に講ずべきと考えられる事項をガイドラインとしてまとめたもの。

化管法第3条第1項

第三条 主務大臣は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、化学物質の物理的・化学的性状についての科学的知見及び化学物質の製造、使用その他の取扱い等に関する技術の動向を勘案し、指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等（以下「指定化学物質等」という。）の管理に係る措置に関する指針（以下「化学物質管理指針」という。）を定めるものとする。

環境大臣、経産大臣

- 化学物質管理指針の策定。



事業者

- 化学物質管理指針に留意し、指定化学物質等の製造、使用その他の取扱い等に係る管理を行う。
- 管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努める。



化学物質管理指針に定めるべき事項 （化管法3条第2項）

- ① 指定化学物質等の製造、使用その他の取扱いに係る設備の改善その他の指定化学物質等の管理の方法に関する事項
- ② 指定化学物質等の製造の過程におけるその回収、再利用その他の指定化学物質等の使用の合理化に関する事項
- ③ 指定化学物質等の管理の方法及び使用の合理化並びに第一種指定化学物質の排出の状況に関する国民の理解の増進に関する事項
- ④ 指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の活用に関する事項

5. まとめ

本日のポイント

- 化管法は、**事業者による化学物質の自主的な管理**の改善の促進が目的のひとつ
- **PRTR制度**（排出量等の把握・届出・公表） と **SDS制度**（事業者間の情報提供）



電子届出をご利用ください！

適切な化学物質管理を行うために、事業者の皆様の協力が不可欠です。

Q&A

- 化管法に関するQ&Aを経産省HPで公表しています。

【基本事項に関するQ&A】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/1.html

問4（第1条関係）

この法律に基づいて、国や地方公共団体が、事業者に対して、排出ガスや排水などの排出量を削減するよう規制を行うのでしょうか？

答 本法は、大気汚染防止法や水質汚濁防止法などの規制法とは異なり、この法律に基づいて排出ガスや排水の規制を行うものではありません。

問10（第3条,第4条関係）

地域住民の理解を得るために、どのような取組を行えばよいのでしょうか。国や、地方公共団体のサポートはあるのでしょうか。

答 指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等の製造、使用その他の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関して国民の理解を深める責務があります。また、国や地方公共団体も、化学物質のデータベース整備、事業者への技術的支援、国民の理解増進等の取組を行うこととしています。



【PRTR制度に関するQ&A】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/manual_faq.html

【化管法SDS制度に関するQ&A】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/3.html

さいごに

経済産業省化管法のページ

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

【政省令改正のページ】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/8.html

【審議会・パブリックコメント情報のページ】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/info5.html

【Q & A】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/qa.html

【SDS制度】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/msds.html

【GHS】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs.html

【PRTR電子届出】 NITEホームページ／PRTR電子届出方法はこちらから

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/dtp.html>

お問い合わせフォーム

https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kagaku/kannrika_toiawase

nite

PRTR制度におけるNITEの役割と 届出書作成の留意点

化学物質管理セミナー2024

令和6年11月7日

独立行政法人 製品評価技術基盤機構
化学物質管理センター リスク管理課

独立行政法人製品評価技術基盤機構 nite (NITE)について

- 化学物質の安全性審査とリスク評価を支援
- 化学物質の自主管理の促進とリスクコミュニケーション
- 化学物質管理に関する情報基盤整備

化学物質のリスク評価
と安全管理を推進

化学物質管理

製品安全

バイオテクノロジー

適合性認定

国際評価技術

nite

安全とあなたの未来を支えます

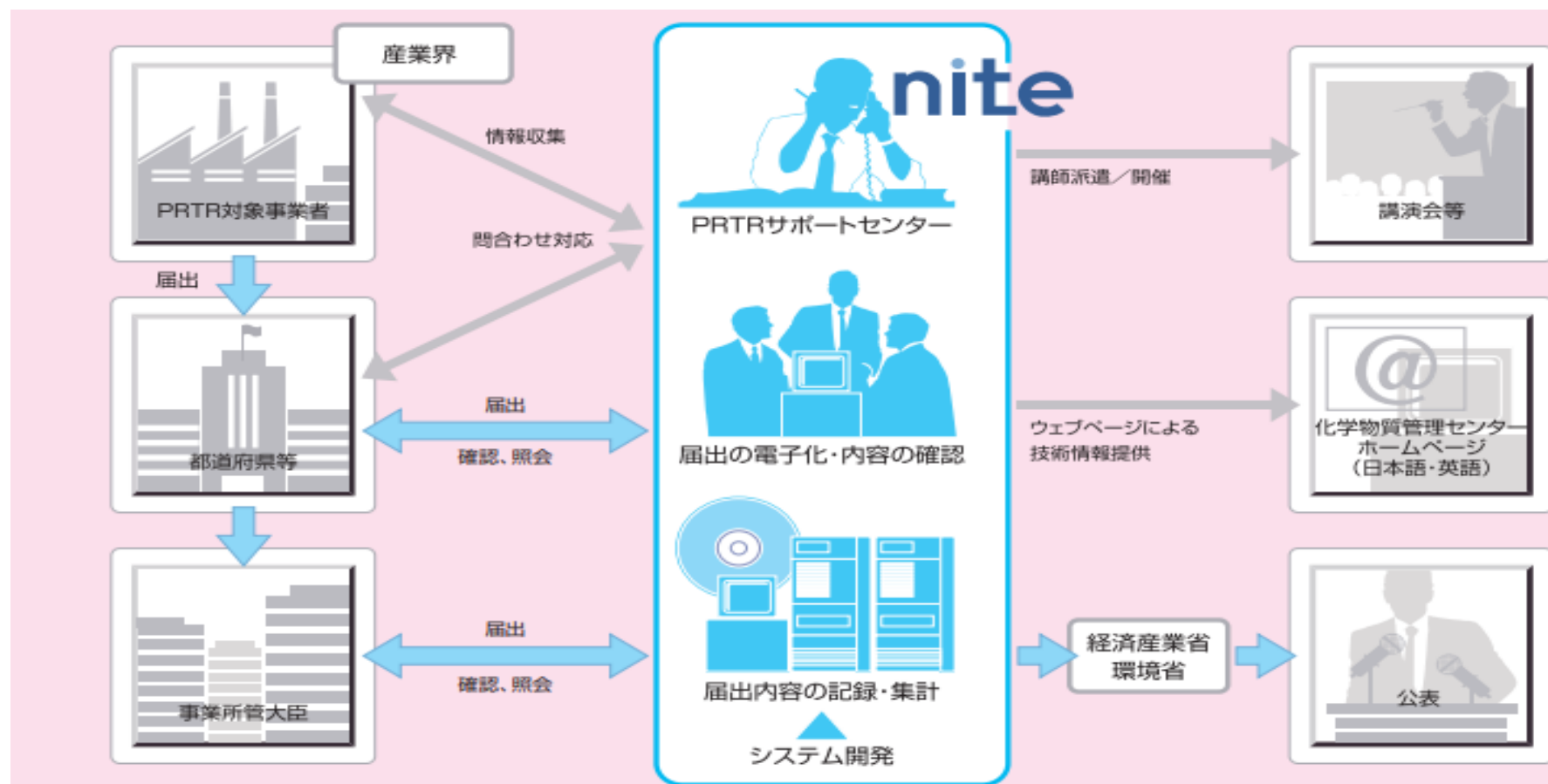
NITE化学物質管理センターについてnite

化学物質管理に関する 法施行における役割

- 化審法関連業務
- 化学兵器禁止法関連業務
- 化管法関連業務

化学物質管理に関する 情報提供と技術基盤の整備

- 化学物質管理に関する情報提供
- 化学物質管理に関する技術基盤
の整備



目次

1. PRTR制度の概要とNITEの役割
2. PRTR届出書作成の留意点
 - 2-1 NITEホームページによる情報の提供
 - 2-2 受理作業の概要と届出書作成の留意点
3. データの精緻化と排出量削減の取り組み
4. 電子届出の利用促進
5. まとめ

目次

1. PRTR制度の概要とNITEの役割

2. PRTR届出書作成の留意点

2-1 NITEホームページによる情報の提供

2-2 受理作業の概要と届出書作成の留意点

3. データの精緻化と排出量削減の取り組み

4. 電子届出の利用促進

5. まとめ

※PRTR : Pollutant Release and Transfer Register

事業者

個別事業所ごと、対象物質ごとに化学物質の環境中への排出量と廃棄物等の移動量を把握

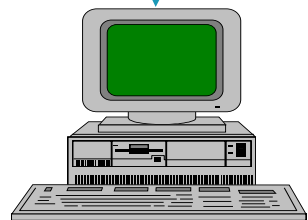
自社の排出量、移動量の位置づけを確認。化学物質管理活動の評価・改善



届出

令和5年度届出
32,209件

都道府県等



PRTR届出システム

届出外データ（推計）

経済産業省及び環境省は届出データ以外の排出源（家庭、農地、自動車等）からの排出量・移動量を推計



国

経済産業省及び環境省は届出データを集計し、結果を公表するとともに、関係省庁及び都道府県へ通知

管理状況に対する評価

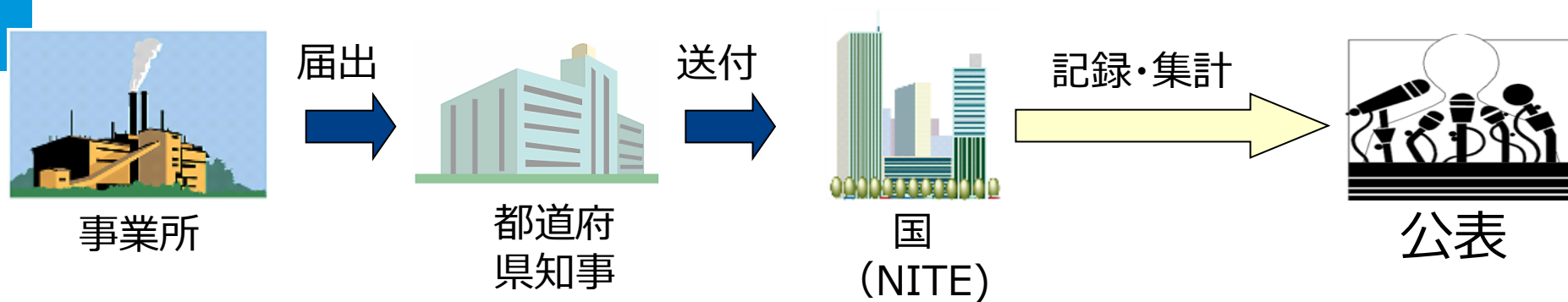
国民

化学物質の排出、管理状況に関する国民の理解の増進



個別事業所データの
開示請求

- ◎物質別、業種別、地域別等の集計結果を公表
- ◎個別事業所データの公表



- 把握期間 前年4月1日から1年間
- 届出期間 4月1日から6月30日まで
* 電子届出も6月30日までです。
- 対象物質 第一種指定化学物質515物質
(特定第一種指定化学物質23物質含む)
- 届出要件 届出対象となる条件
①業種 ②事業者規模 ③年間取扱量又は特別要件施設

※第一種指定化学物質リスト (2021年 (令和3年) 改正)

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015class1.pdf

「第一種指定化学物質」515物質

・ 第一種指定化学物質：515物質

(令和5年度届出は462物質)

・ 第二種指定化学物質：134物質 (100物質)

・ 特定第一種指定化学物質：23物質 (15物質)

・ 第一種指定化学物質のうち、発がん性、変異原性、生殖毒性について高い有害性が認められる物質、一定以上の**生態毒性**を有する物質で**難分解性かつ高蓄積性を有する物質**。

・ 対象物質：**アセトアルデヒド**、石綿、Iフェノール、ナトリウム及びその化合物、六価クロム化合物、クロロリン、**3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン**、**1,2-ジクロロプロパン**、ダイオキシン類、**トリクロロエチレン**、**トリジン**、ニッケル化合物、砒素及びその無機化合物、**1,3-ブタジエン**、**2-ブタジエン**、**ベンゼン**及びその化合物、**ベンジリジン**=**トリクロロ**、**ベンゼン**、**ペンタクロロフェノール**、**ポリ塩化ビフェニル**、**ホルムアルデヒド**、**鉛及びその化合物**、**ビス(トリブチルスズ)オキサイド**

※赤字は令和5年4月1日から追加になった物質

有害性（ハザード）

- ・発がん性
- ・変異原性
- ・経口慢性毒性
- ・吸入慢性毒性
- ・作業環境毒性
- ・生殖発生毒性
- ・感作性
- ・生態毒性
- ・オゾン層破壊物質

ばく露性

第一種指定化学物質

- 過去10年に、環境モニタリング（「黒本」）の複数地域で検出
- 年間排出量10トン以上、移動量100トン以上（PRTRデータあり）
- 年間排出量推計値10トン以上（PRTRデータなし、化審法用途のみ）
- 製造・輸入量100トン（農薬10トン）以上（〃、化審法用途以外）
- 環境保全施策上必要な物質※

第二種指定化学物質

- 過去10年に、環境モニタリング（「黒本」）の1地域で検出
- 年間排出量1トン以上、移動量10トン以上（PRTRデータあり）
- 年間排出量推計値、製造・輸入量1トン以上（PRTRデータなし）

※ばく露性の基準を考慮せず、有害性基準に該当し自主管理が必要な物質

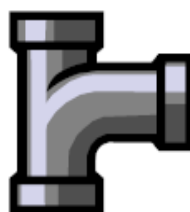
例外的に把握をしなくてもよい製品 nite

含有率が
少ないもの



指定化学物質の含有率が1質量%未満（特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%未満）の製品

固形物



事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ粉状又は粉状にならない製品
例：管、板、組立部品等

密閉された状態で
使用される
製品



例：コンデンサー、乾電池等

一般消費者 再生資源
用の製品



例：家庭用殺虫剤、防虫剤、家庭用洗剤



例：空き缶、金属くず等

前年度、①～③の要件すべてに該当する事業者は届出が必要

事業者単位

① 対象業種：**24業種**

- 政令で指定している24業種に該当

(金属鉱業、原油・天然ガス鉱業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、下水道業、倉庫業、石油卸売業、燃料小売業、自動車整備業、一般廃棄物処理業、医療業…)

② 事業者規模：常用雇用者数**21人以上**

③ A 年間取扱量：**1トン以上**の事業所
(特定第一種指定化学物質は**0.5トン**以上)

又は

B 特別要件施設：**特別要件施設**を設置している事業所
(下水道終末処理施設、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設、ダイオキシン類対策特別措置法により規定される特定施設、鉱山保安法により規定される建設物等施設)

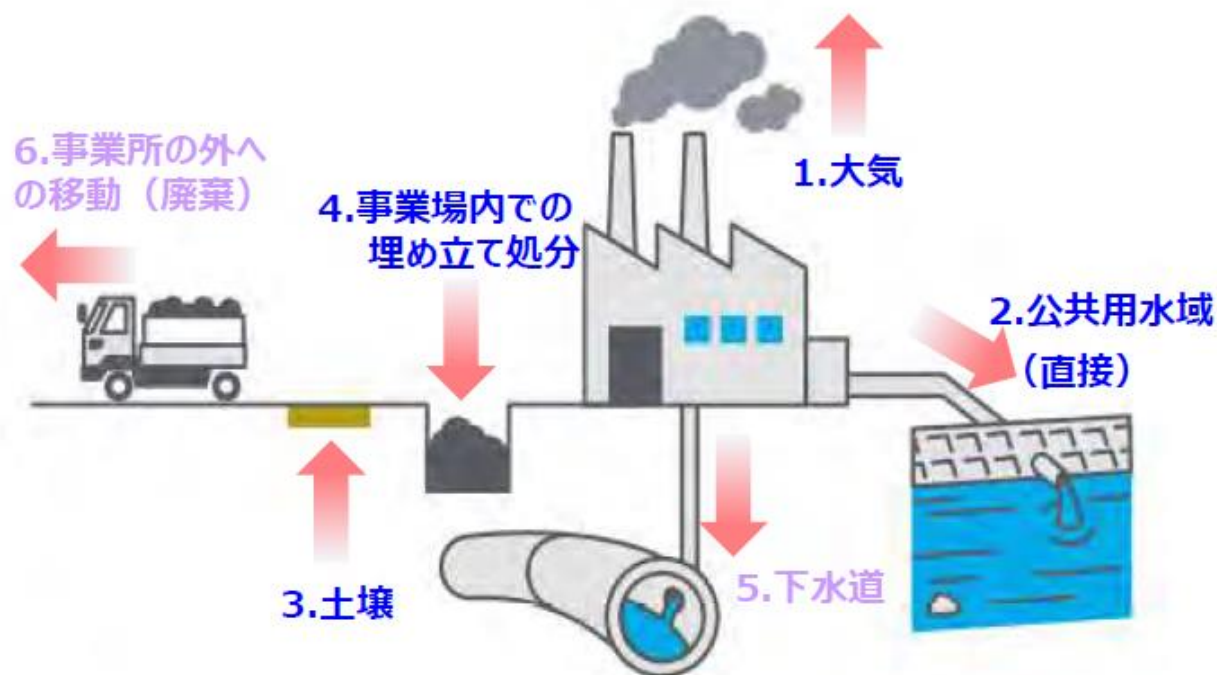
事業所単位

◆排出量

- ①大気への排出
- ②公共用水域への排出
- ③当該事業所における土壌への排出
(埋立処分によるものを除く)
- ④当該事業所における埋立処分

◆移動量

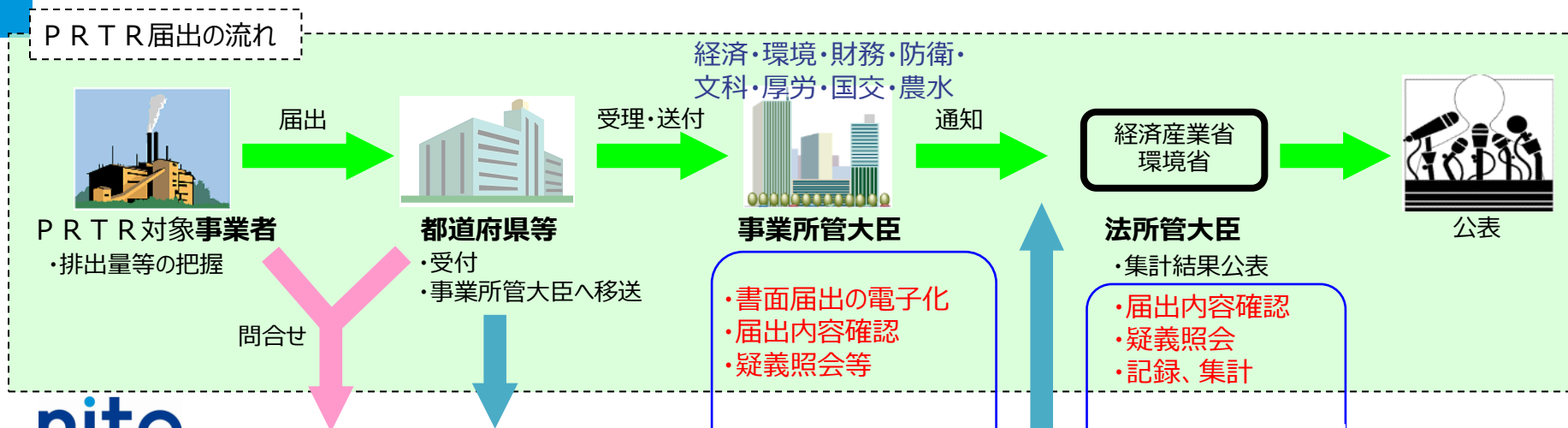
- ⑤下水道への移動
- ⑥当該事業所の外への移動
(⑤によるものを除く)



PRTRにおけるNITEの役割

nite

PRTR制度に基づく届出の集計から公表に至る一連の事業を行う我が国の唯一の機関として、化管法の施行が円滑にできるように、以下のような業務を実施



nite

PRTR届出関係業務

- * 届出・記録・集計用電算機の維持、管理
- ・PRTR届出システム、ファイル記録システム（法第8条第1項の規定）、集計システム（法第8条第3項の規定）の開発、改良
- ・システムの維持管理
- * 届出データの内容確認、電子化
- ・事業所管大臣の依頼により届出書の受領、内容確認、電子化、届出内容の疑義照会等を実施
- * 届出データの記録・集計
- * 公表用資料案の作成

化管法の普及啓発活動

- * 問い合わせ対応（電話・メール・チャットボット）
- ・届出要件、排出量算出等の技術的サポート
- ・PRTR届出システム利用のためのサポート
- ・PRTR届出制度や事務手続についてのサポート
- * 講演会等の開催・講師派遣
- * ウェブページによる技術情報提供

化管法関連情報の収集解析

- ・PRTRデータの利活用の促進
（リスク情報の提供・地図表示用データ提供も含む）
https://www.nite.go.jp/chem/prtr/prtr_katsuyou.html

※NITEでは、国土交通省及び財務省の届出事務処理は行っておりません（R6年度）。

目次

1. PRTR制度の概要とNITEの役割

2. PRTR届出書作成の留意点

2-1 NITEホームページによる情報の提供

2-2 受理作業の概要と届出書作成の留意点

3. データの精緻化と排出量削減の取り組み

4. 電子届出の利用促進

5. まとめ

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/prtr.html>

nite

National Institute of Technology and Evaluation
独立行政法人 製品評価技術基盤機構

Google 提供



文字サイズ変更

標準 大 最大

ナイトについて

国際評価技術

バイオテクノロジー

化学物質管理

適合性認定

製品安全

化学物質管理

HOME > 化学物質管理 > 化管法関連情報 > PRTR制度(届出関連)

PRTR制度(届出関連)

PRTR制度とは、「人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を事業者が自ら把握して行政庁に報告し、さらに行政庁は事業者からの報告や統計資料を用いた推計に基づき排出量・移動量を集計・公表する制度」をいいます。

お知らせ

[お知らせ](#) [過去の一覧](#)

- ▶ 2024年3月26日 [『令和6年度PRTR届出の受付開始のお知らせ』を掲載しました](#)
- ▶ 2023年4月14日 [PRTR届出にあたり、ご確認いただきたい15のポイントを参考資料に追加しました。届出事業者の皆様は、ぜひ事前にご確認よろしくお願い致します。](#)
- ▶ 2023年3月29日 [PRTR届出システムのリニューアルに伴い操作説明動画をYouTubeで公開しました](#)
- ▶ 2021年10月15日 [化学物質排出把握管理促進法\(化管法\)の政令改正が令和3年10月15日に閣議決定されまし](#)

化学物質管理

[▶ ニュースリリース一覧](#)[▶ はじめての方はこちら](#)[▶ 化審法関連情報](#)[▼ 化管法関連情報](#)[▶ 化管法 法律条文、関連資料](#)[▶ PRTR制度\(届出関連\)](#)[▶ PRTR制度\(データの参照と活用\)](#)[▶ SDS制度](#)[▶ 化学物質総合情報提供システム \(NITE-CHIRIP\)](#)[▶ GHS総合情報提供サイト \(ラベル、SDS、NITE-Gmiccs\)](#)

届出対象事業者の判定

▶ 届出対象事業者の判定

フロー図から排出量・移動量の届出の要・不要が判定できます。

⤴ ページトップへ

対象物質に関する情報

▶ PRTR制度対象物質

PRTR制度の対象となる化学物質(第一種指定化学物質)に関するページです。

▶ 排出量等算出方法

- 排出量等の算出方法及び算出手法の概要
- 排出量等算出マニュアル
- 燃料小売業の排出量算出
- 業種別マニュアル

⤴ ページトップへ

化管法に基づく届出に関する情報

▶ 届出方法

▶ 届出作成支援

- ▶ [【NITEケミガ】NITE化学物質管理関連情報について](#)
- ▶ [化学物質のリスク評価](#)
- ▶ [動物実験代替法 \(QSAR、Read-across、IATA\)](#)
- ▶ [国際関連情報](#)
- ▶ [化学物質のリスクコミュニケーション](#)
- ▶ [パンフレット、講演資料、各種報告書等](#)
- ▶ [リンク集](#)
- ▶ [お問合せ・FAQ](#)
- ▶ [立入検査](#)



分野サイトマップ

注目コンテンツ



化学物質管理センターの
取組・成果(ニュースリリース等)

PRTR届出システムチャットボット

nite ケミガ
化学物質管理関連情報

メルマガ
配信登録は
こちら▶

[illegible]

PRTR届出システムチャットボット

届出対象事業者の判定

▶ 届出対象事業者の判定

フロー図から排出量・移動量の届出の要・不要が判定できます。

[▲ ページトップへ](#)

対象物質に関する情報

▶ PRTR制度対象物質

PRTR制度の対象となる化学物質(第一種指定化学物質)に関するページです。

▶ 排出量等算出方法

- 排出量等の算出方法及び算出手法の概要
- 排出量等算出マニュアル
- 燃料小売業の排出量算出
- 業種別マニュアル

[▲ ページトップへ](#)

化管法に基づく届出に関する情報

▶ 届出方法

▶ 届出作成支援

- ▶ [【NITEケミマガ】NITE化学物質管理関連情報について](#)
- ▶ [化学物質のリスク評価](#)
- ▶ [動物実験代替法 \(QSAR、Read-across、IATA\)](#)
- ▶ [国際関連情報](#)
- ▶ [化学物質のリスクコミュニケーション](#)
- ▶ [パンフレット、講演資料、各種報告書等](#)
- ▶ [リンク集](#)
- ▶ [お問合せ・FAQ](#)
- ▶ [立入検査](#)



分野サイトマップ

注目コンテンツ



化学物質管理センターの
取組・成果(ニュースリリース等)

PRTR届出システムチャットボット



ケミマガ
化学物質管理関連情報

メルマガ
配信登録は
こちら▶

化学物質管理

HOME > 化学物質管理 > 化管法関連情報 > PRTR制度(届出関連) > PRTR制度 PRTR対象物質

PRTR制度 PRTR対象物質

PRTR対象物質とは、PRTR制度に基づき、排出量等の届出を行う際、対象となる化学物質のことをいいます。法律に定める第一種指定化学物質がそれに該当します。

第一種指定化学物質一覧表(2021(令和3)年10月20日に公布)【2024(令和6)年4月の届出から】

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」が2021(令和3)年10月20日に公布され、対象物質が2023(令和5)年4月1日から変更されます。(PRTR届出は翌年の2024(令和6)年4月1日からになります。)

改正後の施行令における第一種指定化学物質に関する情報は、[こちら](#)に掲載しております。

※ 上記リンク先に掲載している物質は2024(令和6)年度の届出(2023(令和5)年度把握分)から対象になります。

化学物質総合情報提供システム(CHRIP)

化学物質総合情報提供システム(CHRIP)

PRTR制度等の対象となる化学物質に関する物理的・化学的性状や毒性等に関する情報が入手できます。

[ページトップへ](#)

化管法関連情報

化管法 法律条文、関連資料

PRTR制度(届出関連)

PRTR制度(届出関連) (改正前)

PRTR制度 届出対象事業者の判定

PRTR制度 PRTR対象物質

PRTR制度 排出量算出方法

PRTR制度 化管法に基づく届出に関する情報

PRTR制度に関するその他の情報

PRTR制度(データの参照と活用)

SDS制度



分野サイトマップ

注目コンテンツ

https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.nite.go.jp%2Fchem%2F...

R3_PRTR_SDS_ALL_LIST - 閲覧限定

ツール、ヘルプなどの検索 (Alt + Q)

注 1 : この列に「☑」が入っている物質は、排出量、取扱量等は水と水分を除いて算出してください。

化管法物質CAS登録番号入りリスト

2021年(令和3年)に改正された特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令で削除された物質のセルの背景は灰色にしています。
CAS登録番号が複数ある場合、
・令和5年度届出分(令和4年度把握分)までは、12行目の列名が「2008(平成20)年改正政令」の情報をお使いください。
・令和6年度届出分(令和5年度把握分)からは、12行目の列名が「2021(令和3)年改正政令」の情報をお使いください。
C列に「*」が入っているCAS登録番号は、化管法物質名の括弧書きの条件を満たしたとき、もしくは、化学物質名称そのものに該当するときに当該化管法物質の対象と
注 1 : この列に「☑」が入っている物質は、排出量、取扱量等は水と水分を除いて算出してください。
注 2 : この列に元素名が記載されている物質は、排出量、取扱量等はその元素に換算して算出してください。

※CAS登録番号はあくまでも参考として掲載しています。化管法の対象物質に含まれる、全てのCAS登録番号が掲載されている訳ではないことをご承知おきください。Numbers®は、米国化学会の一部門である Chemical Abstracts Service (CAS) の知的財産であり、CASの使用許可に基づいて使用されています。CASの事前許可なくCAS

管理番号	CAS登録番号	2021(令和3)年改正政令				2008(平成20)年改正政令			
		政令番号	種別	物質名	別名	政令番号	種別	物質名	
1	557-13-1	1-001	第一種	亜鉛の水溶性化合物		1-001	第一種	亜鉛の水溶性化合物	
1	557-34-8	1-001	第一種	亜鉛の水溶性化合物		1-001	第一種	亜鉛の水溶性化合物	
1	557-42-8	1-001	第一種	亜鉛の水溶性化合物		1-001	第一種	亜鉛の水溶性化合物	
1	5970-45-8	1-001	第一種	亜鉛の水溶性化合物		1-001	第一種	亜鉛の水溶性化合物	
1	7448-20-0	1-001	第一種	亜鉛の水溶性化合物		1-001	第一種	亜鉛の水溶性化合物	
1	7848-85-7	1-001	第一種	亜鉛の水溶性化合物		1-001	第一種	亜鉛の水溶性化合物	
1	7899-45-8	1-001	第一種	亜鉛の水溶性化合物		1-001	第一種	亜鉛の水溶性化合物	
1	7733-02-0	1-001	第一種	亜鉛の水溶性化合物		1-001	第一種	亜鉛の水溶性化合物	
1	7779-88-4	1-001	第一種	亜鉛の水溶性化合物		1-001	第一種	亜鉛の水溶性化合物	
1	7779-88-8	1-001	第一種	亜鉛の水溶性化合物		1-001	第一種	亜鉛の水溶性化合物	
1	7783-24-8	1-001	第一種	亜鉛の水溶性化合物		1-001	第一種	亜鉛の水溶性化合物	

PRTR制度対象物質～NITE-CHRIPNite

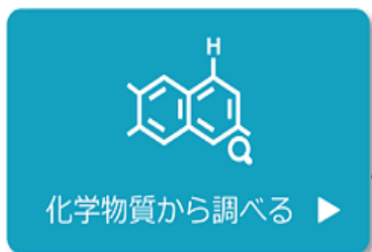
https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop

← → ↺ 🏠 https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop A ☆ S 📄 ☆ 📌 📌 📌 ...

📄 [マニュアルはこちら。](#) トップページからのフッターからもご覧頂けます。

📄 検索メニュー

ただいま 404 ユーザが当サイトを利用しています。



化学物質の番号、名称、分子式、構造式から、目的の物質の
(一般情報・有害性情報・法規制情報等)を検索することがで
す。

検索キーワードには以下のようなものがあります。

- ・ 物質名称
- ・ CAS登録番号
- ・ 化審法番号
- ・ 安衛法番号



国内外法規制や各機関の有害性評価リストから、対象物質・評価物質
を検索することができます。更に各法規制等の概要や関連リンク（法
対応申請サイトなど）を確認することができます。

検索リストには以下のようなものがあります。

- ・ 国内法規制情報
- ・ 外国法規制情報
- ・ 有害性・リスク評価情報
- ・ 試験結果・試験報告書

PRTR制度対象物質～NITE-CHRIPlite

← ↻ 🏠 🔒 https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/srhInput 🔍 ☆ S | 🔄 | 📄 ☆ 📁 🌱 🌐 ...



NITE-CHRIPlite

NITE 化学物質総合情報提供システム (NITE Chemical Risk Information Platform)

[NITEトップ](#) > [化学物質管理分野](#) > NITE 化学物質総合情報提供システム (NITE-CHRIPlite)

[FAQ \(よくあるご質問\)](#) | [更新履歴](#) | [English](#) |

NITE-CHRIPlite (ナイトクリップ) では国内外における化学物質の法規制・有害性情報等を提供しています

総合検索 [検索メニュー](#) > [検索条件入力](#)
[>>>使い方](#) [>>>使い方](#)

検索条件入力

通常検索 拡張検索

<キーワード検索>

番号で検索 (スペースで区切って複数入力するとOR検索可能)
 CAS RN ▼ 完全一致 ▼

名称で検索 (スペースで区切って複数入力するとAND検索可能)
 全ての名称 ▼ 部分一致 ▼

分子式で検索 (スペースで区切って複数入力するとOR検索可能)
 完全一致 ▼

<表示設定>

中間検索結果表示

・構造表示 無 ▼

・1ページに 100 ▼ 表示

検索結果表示画面

・データの無い項目を
☐ 表示する ☒ 表示しない

検索実行

検索条件クリア

PRTR制度対象物質～NITE-CHRIPnite

CAS RN:32609-65-7 の検索結果

検索結果

データのある情報源のみ表示

データの無い情報源を含めて表示

[検索結果をダウンロード](#)

一般情報

一般情報

一般情報 データの説明

CHRP_ID	C030-214-23A	CAS RN	32609-65-7
日本語名	テトラメチルアンモニウム=ペンタデカフルオロオクタノアート		
英語名	Tetramethylammonium pentadecafluorooctanoate		
分子式	C ₁₂ H ₁₂ F ₁₅ N _O 2		
分子量	-		
SMILES	<chem>[N+](C)(C)C.O=C([O-])C(F)(F)C(F)(F)C(F)(F)C(F)(F)C(F)(F)C(F)(F)C(F)(F)C(F)(F)</chem>		
構造式	The diagram illustrates the chemical structure of Tetramethylammonium pentadecafluorooctanoate. It consists of two main components: a tetramethylammonium cation and a pentadecafluorooctanoate anion. The cation is shown as a central nitrogen atom (N+) bonded to four methyl groups (CH3). The anion is shown as a long chain of eight carbon atoms, with the first three carbons each bonded to three fluorine atoms (F), followed by six methylene groups (CH2), and ending with a carboxylate group (COO-).		

国内法規制情報

① 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）

[化審法：第一種特定化学物質](#)
[データの説明](#)
[輸入通関手続き（経産省サイト）](#)

政令番号	34	官報公示日	2024/07/10
		政令施行日	2024/09/10
政令名称	ペルフルオロオクタン酸（別名 P F O A）若しくはペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であつて、炭素数が 8 のものに限る。）又はこれらの塩		
備考	-		
詳細情報	J-CHECKへ		

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）

[化管法（令和5年度分以降の排出量等の把握や令和5年度以降のSDS提供の対象）](#)
[データの説明](#)
[PRTR届出方法](#)
[化管法ラベル・SDS作成ガイド](#)

管理番号	733	分類	第一種	政令番号	1-446
政令名称	ペルフルオロオクタン酸（別名 P F O A）及びその塩				
備考	-				
化学物質選定根拠	ハザードデータ(PDF)				

一、水質汚濁防止法

[水質汚濁防止法](#)
[データの説明](#)
[概要（環境省サイト）](#)

分類	指定物質	政令番号	政令第3条の3第58号
政令名称	ペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）及びその塩		

確認したい15のポイント

nite

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/prtr.html>

nite National Institute of Technology and Evaluation
独立行政法人 製品評価技術基盤機構

Google 提供



文字サイズ変更

標準 大 最大

ナイトについて

国際評価技術

バイオテクノロジー

化学物質管理

適合性認定

製品安全

化学物質管理

HOME > 化学物質管理 > 化管法関連情報 > PRTR制度(届出関連)

PRTR制度(届出関連)

PRTR制度とは、「人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を事業者が自ら把握して行政庁に報告し、さらに行政庁は事業者からの報告や統計資料を用いた推計に基づき排出量・移動量を集計・公表する制度」をいいます。

お知らせ

お知らせ 過去の一覧

- ▶ 2024年3月26日 [『令和6年度PRTR届出の受付開始のお知らせ』を掲載しました](#)
- ▶ 2023年4月14日 [PRTR届出にあたり、ご確認いただきたい15のポイントを参考資料に追加しました。届出事業者の皆様は、ぜひ事前にご確認よろしくお願い致します。](#)
- ▶ 2023年3月29日 [PRTR届出システムのリニューアルに伴い操作説明動画をYouTubeで公開しました](#)
- ▶ 2021年10月15日 [化学物質排出把握管理促進法\(化管法\)の政令改正が令和3年10月15日に閣議決定されまし](#)

化学物質管理

▶ ニュースリリース一覧

▶ はじめての方はこちら

▶ 化審法関連情報

▼ 化管法関連情報

▶ 化管法 法律条文、関連資料

▶ PRTR制度(届出関連)

▶ PRTR制度(データの参照と活用)

▶ SDS制度

▶ 化学物質総合情報提供システム (NITE-CHIRIP)

▶ GHS総合情報提供サイト (ラベル、SDS、NITE-Gmiccs)



参考資料

- ▶ PRTR届出の手引き
- ▶ 公共用水域の名称
- ▶ 下水道終末処理施設の名称

[都道府県等PRTR担当窓口一覧【環境省ホームページヘルリンク】](#) 

届出の提出先となっている都道府県等のPRTR担当窓口の一覧です。

※都道府県等によっては出先機関を届出の受付窓口としている場合がありますのでご注意ください。

 [業種コード・届出先一覧【PDF:374KB】](#) 

届出の対象となる「業種名」と「業種コード」、業種名に対応した「あて先大臣名」の一覧です。

※該当業種が不明な場合、PRTRサポートセンターへお問い合わせください。

[令和6年度PRTR届出の受付開始のお知らせ](#)

令和6年度PRTR届出の受付開始のお知らせにかかる文書等を掲載しております。

[届出の排出量算出にあたって、ご確認頂きたい15のポイント](#)

PRTR届出にあたり、ご確認いただきたい15のポイントをまとめた



[ページトップへ](#)

(ご参考) 令和 6 年 4 月

PRTR 届出予定の事業者の皆様へ

届出の排出量算出にあたって、ご確認頂きたい 15 のポイント

- 1) 政令改正後の物質の届出は、今年度（令和 6 年度）からです。
- 2) 前年度に比べて排出・移動量が不自然に変わっていませんか。（例：15 倍以上など）
* 取扱量を排出・移動量としていないか、単位を間違えていないか等、再度確認をお願いします。
- 3) 昨年度と同じ業種を選択していますか。
* 事業に変更が無ければ昨年度と同じ業種を選択してください。
- 4) 原料に 1%（特定第一種指定化学物質 0.1%）以上含有される物質を網羅していますか。
* よくある間違い：工業用キシレン中のエチルベンゼンなどの記載忘れ。
- 5) 届出の物質に間違いはありませんか（＝反応による物質変化を考慮していますか）。
* 特にメッキ工程で、六価クロム化合物がクロム及び三価クロム化合物に変化している場合
（[PRTR 排出量等算出マニュアル](#)「第Ⅲ部」ご参照）や、ニッケルとニッケル化合物等
- 6) 金属化合物の場合、金属化合物の量をそのまま届けていませんか。
* 金属化合物や無機シアン化合物は金属元素換算で算出してください。（例：亜鉛化合物は亜鉛換算する、など。PRTR 排出量等算出マニュアル「第Ⅲ部」4-2-5 対象物質一覧表を参照）

7) 大気への排出が考えにくい物質の主な届出区分が、大気になっていませんか。

* 特殊な環境（例：高温や高圧での環境下）での使用の場合を除き、大気への排出が考えにくい物質（例：沸点の高い有機化合物、金属及び金属化合物等、通常は気化しないと考えられる物質）の排出先が大気となっていないか、確認してください。

8) 作業工程や外気温の変動等により大気排出量が変化する場合、適切な算出方法で計算していますか。

* 貯蔵タンクの場合、受入／払出作業や外気温度の変化で、大気排出量は大きく変化します。貯蔵タンクからの大気排出量の算出は、PRTR 排出量等算出マニュアル p.III-6～26 を参考にしてください。

* ガソリンや灯油などの地下タンクについては、石油連盟のマニュアルを参考にしてください。

（[石油連盟 HP](#)）

* タンクが一般の固定屋根式や浮き屋根式の場合は、米国環境保護庁（US EPA）が排出量推計に使用する各種排出源の排出係数をまとめた「[AP-42](#)」も参考にしてください。

9) 排ガスや排水を処理装置で処理した場合、その除去率を考慮していますか。あるいは除去装置出口での分析結果を基に排出・移動量を算出していますか。

1

（ご参考）令和6年4月

* 処理に応じた計算をして届出を行ってください。（以下を参考にしてください）

燃焼工程：ガス状有機化合物の除去率（PRTR 排出量等算出マニュアル p.III535）

反応・混合等工程：活性汚泥処理による除去率（PRTR 排出量等算出マニュアル p.III27～51）

印刷工程：活性炭吸着処理による除去率（PRTR 排出量等算出マニュアル p.III77～87）

めっき工程：中和沈殿処理による除去率（PRTR 排出量等算出マニュアル p.III98～108）

排出量の算出：活性炭吸着処理や活性汚泥処理の除去率（PRTR 排出量等算出マニュアル p.II66
～69、71～72、76）

（参考値）：代表的な排ガス及び排水処理装置の除去率と分解率（PRTR 排出量等算出マニュアル
p.III535～536）

1 0) 反応性の高い物質が、そのまま排出または移動されるという前提で排出・移動量を算出していますか。

* 反応性の高い物質としては、例えば、プラスチック製品等で利用されるアクリル系・スチレンモノマー、イソシアネート（ウレタン樹脂）、ペルオキシ化合物、臭素等があげられます。

1 1) 水に溶けない物質がそのまま水域に排出されるという前提で、水域への排出を算出されていますか。

* 製品へ移行されたり、廃棄物として移動されたりしていませんか。物質の溶解度と総排水量から水域への排出量の実態をチェックしてください。

1 2) 他の物質に変化した分や除去された分を、排出量や移動量から差し引いていますか。

* 変化前は届出対象物質であっても、届出対象物質以外の物質に変化した場合は、届け出る必要はございません。（例：重合反応によりポリマーに変化したモノマーや、汚泥に含まれて廃棄される水溶性化合物については、変化又は分解除去された量を排出・移動量から差し引くことになります。）

1 3) 廃棄物の種類が廃酸／廃アルカリの場合、塩となった塩基性物質／酸性物質は事業所外への移動量から差し引いていますか。同様に加水分解された酸無水物は移動量から差し引いていますか。

* 例えば、廃棄のため加水分解処理されたトリエチルアミンは移動量から差し引いてください。

1 4) 有価で払い出したものは、事業所の外への移動量から差し引いていますか。

* 例えば、金属のくずをリサイクル業者に売却する場合は、その分は移動量から差し引いてください。（PRTR 排出量等算出マニュアル p.III-174 の Q79～81 や METI や NITE 等の Q&A ご参照）

1 5) <特別要件施設>

化管法で届出が必要な物質／区分を漏れなく届出していますか。逆に、化管法で必要とされていない物質／区分を届出していませんか。

* 下水道終末処理施設や廃棄物処理施設からの水銀及びその化合物の大気排出量も届出の対象です。（NITE から公開している改正後化管法の説明動画もご参照ください。）

PRTR届出システムチャットボット nite

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/dtp.html>

排出量等の電子届出（インターネット方式）

電子届出は、以下のログインボタンからPRTR届出システムにログインして届出書を作成し、届出を行います。

※法人番号は[こちら](#)で検索いただいた法人番号を記載ください。

ログイン

【PRTR届出システムチャットボット】

PRTR届出システム（電子届出）の操作に関するよくある質問にチャットでお答えします。ご活用下さい。

PRTR届出システムチャットボット

←左のボタンをクリックすると、チャット画面が開きます。
電話でのお問合せ時間外でもご利用になれます。

[ページトップへ](#)

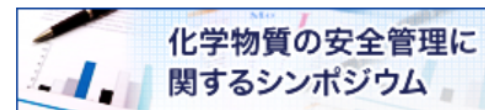
電子届出に関する参考情報

▶ ログインできないご担当者様へ

ログインできない場合の解決方法です。
うまくログインできない場合は、こちらの方法
をお試しください。

▶ 操作マニュアル

PRTR届出システムの操作マニュアルです。
(簡易操作マニュアルは以下をご覧ください。
[簡易操作マニュアル【PDF:4.57MB】](#))



ダイレクトリンク

- ▶ 調達情報
- ▶ 採用情報
- ▶ 公募
- ▶ 申請・手続き
- ▶ 技術・成果情報
- ▶ イベント・広報
- ▶ 情報公開
- ▶ よくあるご質問



PRTR届出システムチャットボット nite

← ↻ 🏠 🔒 https://nite-chem-c.ai-q.biz/o-tY2u7pLvHY1G6mbgi6/contact/top 🔍 🔊 ☆ S ⚙️ | 📄 ☆ 🗑️ 🗨️ 📧 ...

🗨️ PRTR届出システムチャットボット



こんにちは。

こちらは「PRTR 届出システム」の**操作方法**に関連するご質問を専門としたチャットボットです。

【使い方】
会話口調で質問をしてください。単語のみの質問は、うまく答えられないかもしれません。
例：○「電子届出を始めたい」 × 「届出」

・以下の内容は本チャットボットの専門ではございませんので、それぞれのリンクからご参照くださいますようお願いいたします。

届出が必要か知りたい場合...[こちら](#)

対象物質に関する質問...[こちら](#)

算出方法に関する質問...[こちら](#)

PRTR制度FAQ...[こちら](#)

パスワードがあっているのにログインできない、ボタンが反応しない、システムエラーが表示されるといった場合には、ブラウザのキャッシュのクリアをお試しください。

質問を入力してください。

質問

- ◆ P R T R届出システム・PRTR届出作成支援システムに関する問い合わせ
『P R T Rシステムサポート』

E-mail info_prtr@nite.go.jp

T E L 03-5465-1683 (平日9:00~12:00、13:00~17:00)



- ◆ P R T R届出物質、届出要件、排出量算出方法等に関する問い合わせ
『P R T Rサポートセンター』

E-mail support_prtr@nite.go.jp

T E L 03-5465-1681 (平日9:00~12:00、13:00~17:00)



- ◆ その他、排出量等届出の照会内容等に関する問い合わせ
『化学物質管理センターリスク管理課』

E-mail todokede_prtr@nite.go.jp

T E L 03-5738-5482 (平日9:00~12:00、13:00~17:00)

目次

1. PRTR制度の概要とNITEの役割

2. PRTR届出書作成の留意点

2-1 NITEホームページによる情報の提供

2-2 受理作業の概要と届出書作成の留意点

3. データの精緻化と排出量削減の取り組み

4. 電子届出の利用促進

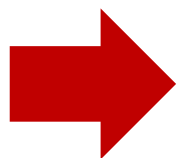
5. まとめ

形式確認

- 届出書の書式、必須項目が記載されているか（空欄なし）などの確認

内容確認

- 業種、物質、数値、区分（大気、水域など）の妥当性確認



- ・ 軽微な不備は**職権修正**で対応する。
- ・ 事業者へ確認が必要な場合は**照会**する。



事業所管大臣に送付

形式確認① (本紙) ～間違いの例～ nite

様式第1 (第5条関係)

第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

令和××年 月 日

主務大臣(都道府県知事)殿

届出者 (ふりがな) 住所 〒 (ふりがな) 番 号 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

事業所 (ふりがな)	事業者の名称	法人番号
	前回の届出における名称	
	事業所の名称 (ふりがな)	
	前回の届出における名称	
事業所の所在地 (ふりがな)	都道府県	市区町村
事業所において常時使用される従業員の数	人	
事業所において行われる事業が属する業種	主たる事業 従たる事業	業種コード
第一種指定化学物質の排出量及び移動量	別紙番号1～	のとおり
本届出が法第6条第1項の請求に係るものであることの有無 (該当するものに○をすること)	1. 有	2. 無
担当者 (問い合わせ先) (ふりがな) 氏名	電話番号	電子メールアドレス
※受理日	年 月 日	※整理番号

事業者と事業所の区別が重要

- 提出日 : 空欄になっている場合がある
- 届出者住所 : 事業所の住所を記載している
大口郵便番号は使用できない
(主に***-85**の番号)
- 届出者名称 : 事業所の名称を記載している
- 届出先大臣 : 誤った大臣を記載している
(業種により大臣が異なる)
- 事業者名称 : 事業所の名称を記載している
- 法人番号 : 空欄になっている場合がある
- 郵便番号 : 大口郵便番号は使用できない
(主に***-85**の番号)
- 従業員数 : 空欄になっている場合がある
事業者全体の従業員数ではない
- 業種コード : 業種名と業種コードが異なっている
- 別紙枚数 : 別紙の枚数 (物質数) と一致しない
- 法第6条請求 : 「有」に○をつけている
- 受理日、整理番号の記載が無い
(自治体で必ず記入)

空欄等の不備がないことを確認する

備考 1 本届出書は、事業所ごとに作成すること。
2 法人番号の欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、当該法人番号を記載すること。法人番号がない場合は空欄とすること。
3 前回の届出における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。前年度中に事業を開始した事業所においては事業を開始した日における当該事業所の人数を記載すること。
4 事業所において行われる事業が属する業種の欄には、当該事業所における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所においては、次欄以降にその他の業種を記載すること。
5 担当者の欄には、当該届出に係る当該事業所の担当部署並びに氏名及び連絡先を記載すること。
6 余白の欄には、記載しないこと。
7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
8 本届出書に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次元コードであって、日本産業規格X0510に適合するものを記載することができる。

(二次元コード記載欄)

- メールアドレス : 空欄になっている場合がある。

内戸産業株式会社 日歩屋工場

内戸産業株式会社 日歩屋工場

(事業者名)

(事業所名)

事業者名：内戸産業株式会社日歩屋工場 ×
内戸産業株式会社 ○

事業所名：内戸産業株式会社日歩屋工場 ×
日歩屋工場 ○

渋谷区役所

東京都渋谷区宇田川町1-1

〒150-8010 ⇒ 大口事業所個別番号

渋谷区役所

東京都渋谷区宇田川町1-1

〒150-8010 ⇒ 大口事業所個別番号

渋谷区役所

東京都渋谷区宇田川町1-1

〒150-0042 ⇒ (住所に対応した) 郵便番号

~~〒150-8010 ⇒ 大目事業所個別番号~~

PRTRの届出には使えません！

渋谷区役所

東京都渋谷区宇田川町1-1

〒150-0042 ⇒ (住所に対応した) 郵便番号

法人番号は、法人と一部の団体に対し日本の国税庁が指定する13桁の識別番号である（会社の法人番号は、商業登記の会社法人等番号12桁の左側に1桁のチェックディジットを付加したもの）。

社会保険・税番号制度
国税庁 法人番号公表サイト

English
サイトマップ(Site Map)

文字サイズ + 大きく 元に戻す - 小さく

ホーム (法人番号を検索) お知らせ 法人番号とは ダウンロード Web-API 英語表記の登録 各種手続 よくある質問

このサイトでは、法人番号の指定を受けた法人等の基本3情報を検索することができます。
基本3情報とは、1.商号又は名称、2.本店又は主たる事務所の所在地、3.法人番号のことを指します。
また、ダウンロード機能やWeb-API機能により、データを取得することもできます。
● [ご利用方法\(検索・閲覧、ダウンロード機能\)について](#)

名称・所在地などから調べる 法人番号から調べる

商号又は名称

● 部分一致検索 ○ 前方一致検索

読み仮名で検索(カタカナ)
入力した文字そのまま検索
英語表記で検索

(主)「英語表記で検索」を選択した場合は、「英語版法人番号公表サイト」に掲載されている法人を検索することができます。
なお、検索結果は「英語版法人番号公表サイト」の画面が表示されます。

所在地

都道府県又は郵便番号を検索条件として指定することができます。

● 都道府県で検索 ○ 郵便番号で検索

都道府県 選択してください 市区町村 選択してください

+ 工日番地等の入力欄を開く

(主) 国外所在地で検索を行う場合は、「都道府県」の選択欄から「国外」を選択し、表示された「国外所在地」に入力してください。

検索条件の設定 + 法人種別などその他の条件を開く

検索 クリア

※ NITEホームページ <https://www.nite.go.jp/chem/prtr/dtp.html> からアクセスできます。

排出量等の電子届出（インターネット方式）

電子届出は、以下のログインボタンからPRTR届出システムにログインして届出書を作成し、届出を行います。

※法人番号は[こちら](#)で検索いただいた法人番号を記載ください。

ログイン

形式確認② (別紙) ～間違いの例～ nite

- 特別要件施設を除き、**年間取扱量 (×排出量)** が1トン未満の物質は届出不要
(特定第一種指定化学物質は0.5トン)

別紙番号

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量

第一種指定化学物質の名称			
第一種指定化学物質の管理番号		単位 kg (mg-TEQ(ダイオキシン類の場合))	
排出量	イ 大気への排出		
	ロ 公共用水域への排出		排出先の河川、湖沼、海域等の名称
	ハ 当該事業所における土壌への排出(二以外)		
移動量	ニ 当該事業所における埋立処分		埋立処分を行う場所 (該当するものに○をすること) 1. 安定型 2. 管理型 3. 遮断型
	イ 下水道への移動		移動先の下水道終末処理施設の名称
	ロ 当該事業所の外への移動(イ以外)		
当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の処理方法又は種類		01 脱水・乾燥 04 中和 07 その他 02 焼却・溶融 05 破砕・圧縮 03 油水分離 06 最終処分	
廃棄物の種類(該当するものに○をすること(複数選択可))		01 燃え殻 10 動植物性残さ 02 汚泥 11 動物系固形不要物 03 廃油 12 ゴムくず 04 廃酸 13 金属くず 05 廃アルカリ 14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 06 廃プラスチック類 15 鉱さい 07 紙くず 16 がれき類 08 木くず 17 ばいじん 09 繊維くず 18 その他	
※整理番号			

- 別紙番号 : 対象物質の管理番号の順番になっていない

- 物質名称、管理番号 : 名称と番号が一致していない

- 排出量を記載しているが、**排出先の名称が空欄又はリストにない河川名を記載している**

- 下水道移動量を記載しているが、**移動先の名称が空欄又はリストにない名称を記載している**

- **製品や有価物は、廃棄物としての移動量に含まない**

- 廃棄物移動量を記載しているが、**廃棄物の処理方法又は廃棄物の種類のいずれにも○が記載されていない**

- **整理番号の記載が無い(自治体で必ず記入)**

★一部運用の変更★

別紙の**数値丸め**(例: 512⇒510) **修正**や「**0.0**」の**追記入**(例: 空欄⇒0.0)は**必要はありません**。

備考1 特定第一種指定化学物質についても本別紙を用いること。
 2 本別紙は、第一種指定化学物質ごとに作成することとし、別紙番号の欄には、第一種指定化学物質の管理番号の順に付した通し番号を記載すること。管理番号は「PRTR届出の手引き」を参考とすること。
 3 第一種指定化学物質の名称の欄には、令別表第一に掲げる名称(令別表第一に別名の記載がある第一種指定化学物質にあつては、当該別名)を記載すること。
 4 第一種指定化学物質の管理番号の欄には、当該第一種指定化学物質の管理番号を記載すること。
 5 管理番号は、「PRTR届出の手引き」を参考とすること。
 6 排出量及び移動量の有効数字は2桁とすること。ただし、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質にあつては、排出量又は移動量が1kg未満の場合、小数点以下第2位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。
 7 公共用水域への排出がある場合、排出先の河川、湖沼、海域等の名称の欄には排出先の名称を記載すること。
 8 下水道への移動がある場合、移動先の下水道終末処理施設の名称の欄には、排出した下水の処理が行われる施設の名称を記載すること。
 9 空の欄には、記載しないこと。
 10 本別紙に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次コードであつて、日本産業規格X0510に適合するものを記載することができる。

(二次元コード記載欄)

PRTR届出システム・・・届出を管理するためのシステム

事業者はこのシステムを使用して届出書の提出を行うことができます(電子届出)

自治体が利用する際の主な機能

- 電子による届出に係る受理（送信）機能
- 書面による届出に係る受理台帳作成から送付リスト作成機能
- 磁気による届出に係る受付から受理（送信）機能
- 都道府県等と事業所管大臣間等の問い合わせ機能
- 前年度届出との比較機能

The screenshot displays the PRTR submission system interface. It includes a sidebar menu with options like 'PRTR届出システム', 'PRTR届出書作成', 'PRTR届出書確認', and 'PRTR届出書印刷'. The main area shows a 'PRTR届出書作成' form with fields for '届出番号', '届出名称', '届出内容', and '届出日'. Below the form is a table with columns for '届出番号', '届出名称', '届出内容', and '届出日'. The table contains several rows of data, including entries for 'PRTR届出書作成' and 'PRTR届出書確認'.

届出番号	届出名称	届出内容	届出日
04-20	電子届出	PRTR届出書作成	2019/04/20
04-21	電子届出	PRTR届出書確認	2019/04/21
04-22	電子届出	PRTR届出書印刷	2019/04/22
04-23	電子届出	PRTR届出書送信	2019/04/23
04-24	電子届出	PRTR届出書受領	2019/04/24



目次

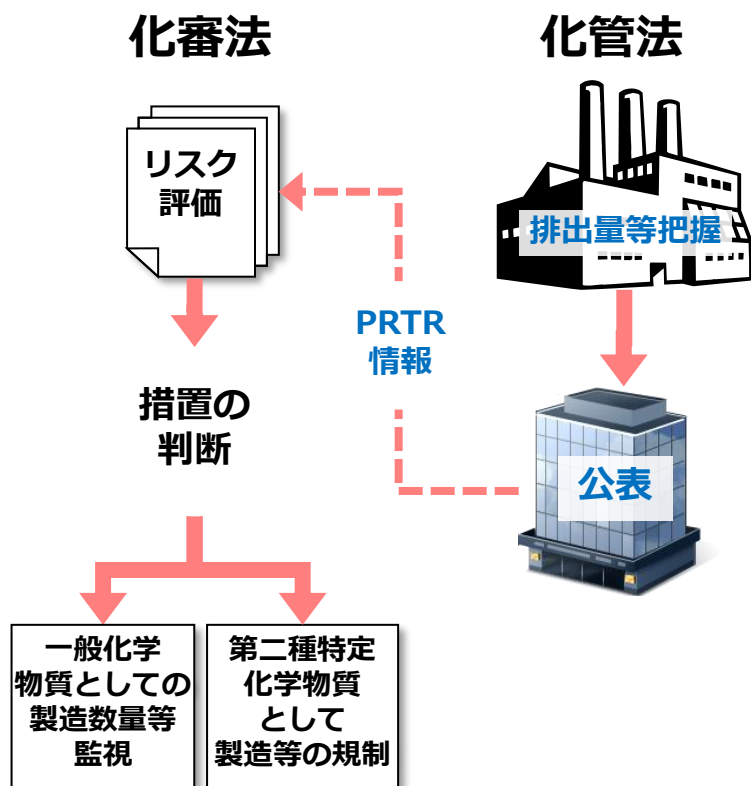
1. PRTR制度の概要とNITEの役割
2. PRTR届出書作成の留意点
 - 2-1 NITEホームページによる情報の提供
 - 2-2 受理作業の概要と届出書作成の留意点
- 3. データの精緻化と排出量削減の取り組み**
4. 電子届出の利用促進
5. まとめ

化審法のリスク評価と化管法の自主管理の好循環 nite

化審法リスク評価結果を元に事業者が排出削減目標を定めること等を通じ、自主管理をより一層促進する。

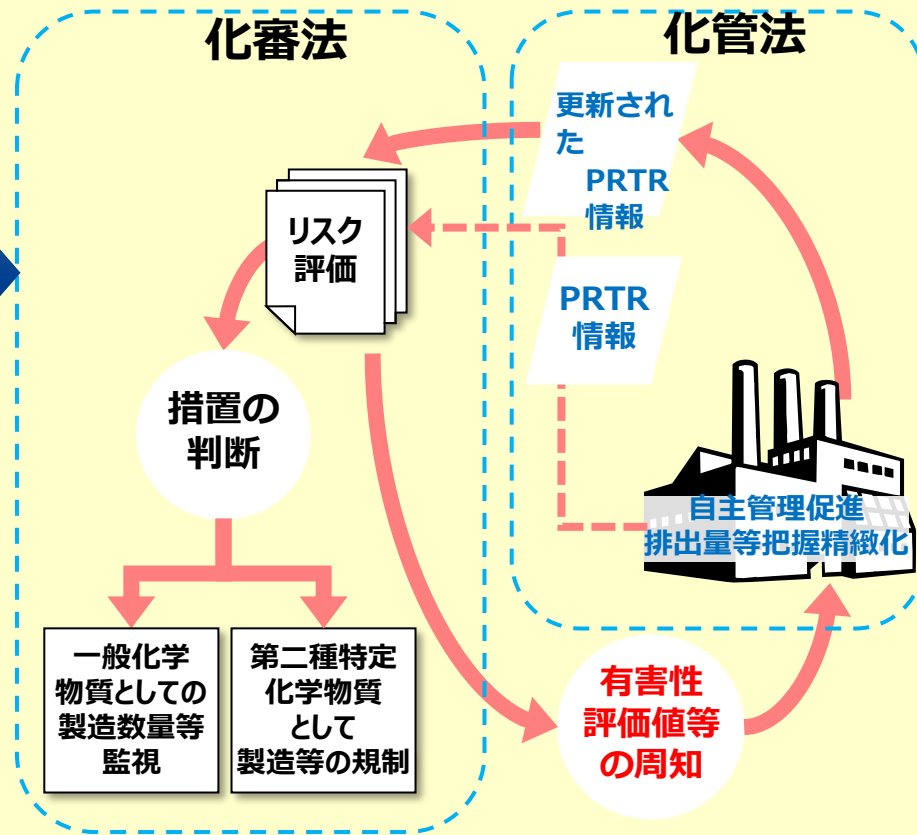
令和元年以前

- ✓ 化審法では規制措置判断のリスク評価に化管法のPRTR情報を利用。



令和元年以降

- ✓ 化審法のリスク評価で得られた有害性評価値（超過するとリスク懸念と推計される環境中濃度等）を事業者に周知することで、事業者が当該値を参考にして排出削減目標が定めやすい等のインセンティブが働き、自主管理をより一層促進。
- ✓ この結果、リスク評価と自主管理の好循環が生まれる。



①排出量等の把握方法を適切に定めましょう。

排出量等の計算方法は複数あり、どれを採用するかは事業者任せられています。PRTR排出量等算出マニュアルや業種別のマニュアル等（<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/calc.html>）を参考に、自社にとって適切な方法を選びます。そのためには現場の担当者が算出方法を定めるだけでなく、その算出方法が妥当なものを複数の人が確認することも必要です。

原料や処理剤等のPRTR対象物質含有量はSDSを調べたり、供給元に尋ねたりして把握します。

またPRTR対象物質の中にはどの単位で質量を計算するかが指定されているものがあります。その場合は指定された単位で計算してください。

データの精緻化と自主管理改善のために nite

管理番号	2021(令和3)年改正政令				フラグ	
	政令番号	種別	物質名	別名	水和物（注1）	金属化合物（注2）
30	1-045	第一種	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 （アルキル基の炭素数が10から14までの もの及びその混合物に限る。）		☒	
144	1-164	第一種	無機シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く。）			シアン
405	1-458	第一種	ほう素化合物			ほう素

注1：この列に「☒」が入っている物質は、排出量、取扱量等は水と水分を除いて算出してください。

注2：この列に元素名が記載されている物質は、排出量、取扱量等はその元素に換算して算出してください。

前出の「確認したい15のポイント」のうち関係する点

- 5) 届出の物質に間違いはありませんか（＝反応による物質変化を考慮していますか）。
- 6) 金属化合物の場合、金属化合物の量をそのまま届けていませんか。
- 7) 大気への排出が考えにくい物質の主な届出区分が、大気になっていませんか。
- 10) 反応性の高い物質が、そのまま排出または移動されるという前提で排出・移動量を算出していませんか。
- 11) 水に溶けない物質がそのまま水域に排出されるという前提で、水域への排出を算出されていませんか。
- 12) 他の物質に変化した分や除去された分を、排出量や移動量から差し引いていますか。
- 13) 廃棄物の種類が廃酸／廃アルカリの場合、塩となった塩基性物質／酸性物質は事業所外への移動量から差し引いていますか。同様に加水分解された酸無水物は移動量から差し引いていますか。
- 14) 有価で払い出したものは、事業所の外への移動量から差し引いていますか。

②排出量等の計算方法を見直す等自主管理の改善に努めましょう。

工程が変わった場合や分析を実施したなど新たな知見が得られた場合は実態に合わせて排出量等の計算方法を見直しましょう。

燃烧処理装置やスクラバーを導入したなどの場合も同様です。

前出の「確認したい15のポイント」のうち関係する点

- 8) 作業工程や外気温の変動等により大気排出量が変化する場合、適切な算出方法で計算していますか。
- 9) 排ガスや排水を処理装置で処理した場合、その除去率を考慮していますか。あるいは除去装置出口での分析結果を基に排出・移動量を算出していますか。
- 12) 他の物質に変化した分や除去された分を、排出量や移動量から差し引いていますか。
- 13) 廃棄物の種類が廃酸／廃アルカリの場合、塩となった塩基性物質／酸性物質は事業所外への移動量から差し引いていますか。同様に加水分解された酸無水物は移動量から差し引いていますか。

③PRTR制度に対する理解を深め、適切な報告を行いましょう。

Q1：「公道を走る社用車」に工場内の給油施設で給油する場合、その燃料由来の物質の排出量を報告する必要があるか？

A1：必要ない。「公道を走る自動車」からのPRTR排出量は、国が届出外推計を行って公表データに含めているため、ダブルカウントになってしまいます。

Q2：過去に届け出た排出量が実態と異なることが分かった場合、数値を変更できるか？

A2：届出データは過去5年分に限り訂正（過年度変更）が可能。

前出の「確認したい15のポイント」のうち関係する点

- 1) 政令改正後の物質の届出は、今年度（令和 6 年度）からです。
- 2) 前年度に比べて排出・移動量が不自然に変わっていませんか。（例：15 倍以上など）
- 3) 昨年度と同じ業種を選択していますか。
- 4) 原料に 1%（特定第一種指定化学物質 0.1%）以上含有される物質を網羅していますか。
- 14) 有価で払い出したものは、事業所の外への移動量から差し引いていますか。
- 15) <特別要件施設>
化管法で届出が必要な物質／区分を漏れなく届出していますか。逆に、化管法で必要とされていない物質／区分を届出していませんか。

目次

1. PRTR制度の概要とNITEの役割
2. PRTR届出書作成の留意点
 - 2-1 NITEホームページによる情報の提供
 - 2-2 受理作業の概要と届出書作成の留意点
3. データの精緻化と排出量削減の取り組み
- 4. 電子届出の利用促進**
5. まとめ

総届出数：32,209件

※数値は2023年度届出

P R T R届出システム利用：➡

電子届出：25,870件（80.3%）



事業者
届出書作成

送信

都道府県等
届出チェック

送信

事業所管大臣

磁気届出：62件（0.19%）



事業者
届出書作成（磁気ディスク）

送付

都道府県等

届出ファイルを
届出システムへ登録
届出チェック

送信

事業所管大臣

書面届出：6,277件（19.5%）



事業者
届出書作成

送付

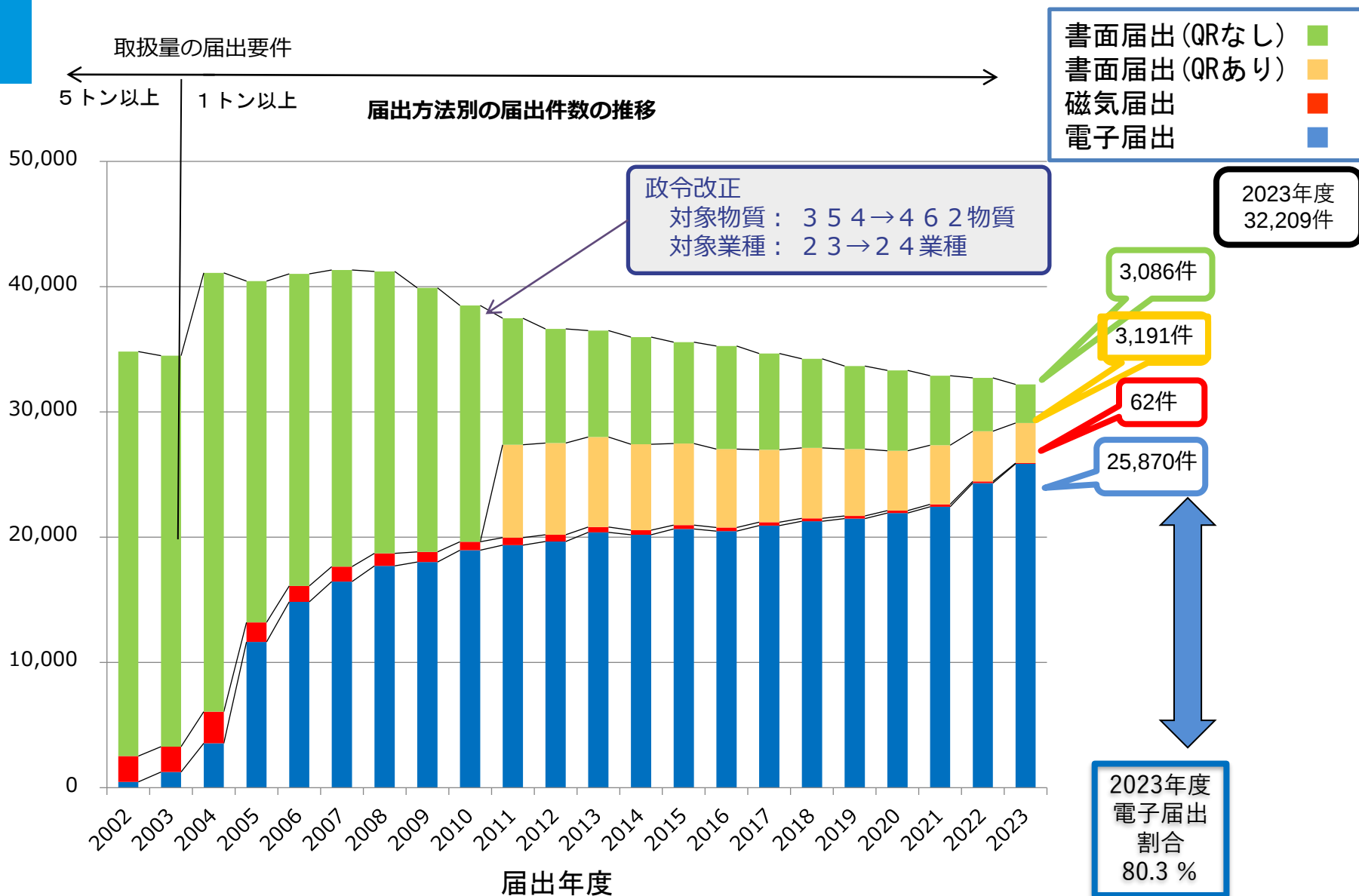
都道府県等
送付リスト登録
届出チェック

送信

送付

事業所管大臣
届出内容電子化

届出方法別届出件数の経年変化



処理	電子届出	書面届出
1.届出書作成	基本情報は登録済 入力補助&ミス防止機能つき	手書き or word等（PCソフト） or 届出作成支援システム※で作成 ※当システムでの作成のみ入力補助&ミス防止機能つき。
2.届出書印刷	不要（印刷は可能）	必要
3.提出方法	届出システムからボタンをクリック！ <u>※新規届出提出の利用期間は、 4/1～6/30</u>	郵送（切手必要） or 直接持参 （変更届出も同様）
4.照会	少ない	多い 形式的な入力ミス
5.照会への対応	届出システムで回答 <u>（ご自身の都合のよい時間に回答可能）</u>	電話&FAX等で回答
6.過去の届出と比較	過去の届出データ（電子届出のみ）と比較可能。	毎年コピー（紙）保管なら比較可

その1(届出書作成時点)

nite

届出書作成時は、『届出者の情報』、『事業所の情報』、
(昨年度も届出している場合)『別紙の情報』が入っているので**作成がとても簡単!**

<届出者>		
(ふりがな) 住所	郵便番号	〒 151 - 0066 (半角数字) 【必須】 住所検索 ※郵便番号は半角数字。その地区で通常用いられるものに限ります。 (大口事業者の個別郵便番号は使用できません。)
	(ふりがな)	とうきょうと (全角かな) 【必須】
	都道府県名	東京都 ▼ 【必須】
	(ふりがな)	しぶやく (全角かな) 【必須】
	市区町村名	渋谷区 ▼ 【必須】
	(ふりがな)	にしはら 2 ちょうめ (全角かな) 【必須】
	町域名以下	西原 2 丁目 (全角) 【必須】
	(ふりがな)	どくりつぎょうせいほうじんせいひんひょうかぎじゅ (全角かな) 【必須】
氏名 (法人にあっては名称)	独立行政法人製品評価技術基盤機構 (全角) 【必須】	
(ふりがな)	りじちょう (全角かな) 【必須】	
氏名 (法人にあっては代表者の役職)	理事長 (全角) 【必須】	
(ふりがな)	はせがわ ふみひこ (全角かな) 【必須】	
氏名 (法人にあっては代表者の氏名)	長谷川 史彦 (全角) 【必須】	
<代理人>		
(ふりがな)		(全角かな)
役職		(全角) ※化学物質の管理責任者以上の役職に限ります (工場長等)。
(ふりがな)		(全角かな)
氏名		(全角)
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。		
※本項目 (「前回の届出における名称」は除く。) は把握対象年度の4/1時点の情報を入力してください。		
<事業所の概要>		
(ふりがな)	せいほうじんせいひんひょうかぎじゅつぎょう	(全角かな) 【必須】
事業者の名称 (前年4/1時点)	独立行政法人製品評価技術基盤機構	(全角) 【必須】

毎回同じ情報を入力しなくても大丈夫!!



その1(届出書作成時点)

事業所の名称が提出日時点になっている。(特に書面届出が多い)

様式第1(第5条関係) 第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書 平成25年 4月 1日

経済産業大臣(神奈川県知事) 殿

届出者 (ふりがな) 住所 (ふりがな) 氏名

〒100-0013
とうきょうとちよたくがすみがせき
東京都千代田区霞が関1-2-2
がすみがせきかみしきがいしゃ
霞ヶ関株式会社
たいひやうとししきやくしやちやう いしきやう ちやう
代表取締役社長 環境 太郎
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

提出日時点の情報を記載する。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、
第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

事業所	(ふりがな)	がすみがせきかみしきがいしゃ
	事業者の名称	霞ヶ関株式会社
	事業所の名称	霞ヶ関株式会社
	事業所の所在地 (ふりがな)	とうきょうとちよたくがすみがせき 東京都千代田区霞が関1-2-2 がすみがせきかみしきがいしゃ 霞ヶ関株式会社
事業所において常時使用される従業員の数		10 人

把握年度4月1日時点の情報を記載する。
(令和6年の届出なら令和5年4月1日時点)

システムからできます！

電子届出の場合……

使用届出情報※の変更手続きを適切に行っていれば、自動的に正しい情報が反映される。

※使用届出情報とはユーザIDに登録されている届出者の情報や担当者などの情報のこと

(参考:使用届出情報の変更方法) <https://www.nite.go.jp/data/000079531.pdf>

過去の届出と比較し疑義があった場合、警告が表示される。

例えば・・・（去年の値より約 1 0 0 0 倍の数値を入力した場合）

問題なし 画面上で修正 一時保存

別紙番号：001 大気への排出：『9902：同物質の昨年度の排出量・移動量より大幅に増加しています。単位換算に間違いがないか念のためご確認ください。』

確認事項へのコメント
(事業者)

担当者が単位を誤って登録した場合、ここで間違いに気づけるかも？

例えば・・・（誤って取扱量を入力してしまった場合）

問題なし 画面上で修正 一時保存

別紙番号：001 大気への排出：『9901：化学工業における昨年度の排出量・移動量の最大値を超えています。入力間違いがないか念のためご確認ください。』

確認事項へのコメント
(事業者)

確認を求められることで、誤りに気づけるチャンスが！

問題なし 画面上で修正 一時保存

記入漏れがあった場合、警告が表示されます！

・ APL.E2215:廃棄物の事業所外への移動量を入力した場合は、廃棄物の処理方法又は廃棄物の種類を1個以上選択してください。

☐ 当該事業所の外への移動 (イ以外) 当該第一種指定化学物質を含む 廃棄物の処理方法又は種類	10	(半角数字) 【必須】
	廃棄物の処理方法 (複数選択可)	
	☐ 01 脱水・乾燥 ☐ 02 焼却・熔融 ☐ 03 油水分離	☐ 04 中和 ☐ 05 破碎・圧縮 ☐ 06 最終処分
	☐ 07 その他	
廃棄物の種類 (複数選択可)		
☐ 01 燃え殻 ☐ 02 汚泥 ☐ 03 廃油 ☐ 04 廃酸 ☐ 05 廃アルカリ ☐ 06 廃プラスチック類 ☐ 07 紙くず ☐ 08 木くず ☐ 09 繊維くず		
☐ 10 動植物性残さ ☐ 11 動物系固形不要物 ☐ 12 ゴムくず ☐ 13 金属くず ☐ 14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず ☐ 15 鉱さい ☐ 16 がれき類 ☐ 17 ばいじん ☐ 18 その他		

**電子届出の場合、入力漏れ
があると届出ができないため、
記入漏れの心配がない！**

これがもし書面届出の場合・・・
最悪の場合、もう一度別紙を作成し
都道府県等に提出しないといけなくな
る！？



その5(届出書作成時点)

nite

燃料小売り業者向けの 排出量算出

<算出結果>

第一種指定化学物質	排出量 (kg)			合計排出量 ※ (別紙 [(イ)大気への排出] 欄に記入する数値)	届出の 要・不要	合計取扱 量 (t/年 度)
	プレミ アムガ ソリン	レギュラー ガソリン	灯油			
053 エチルベンゼン	0.0088	0	0	0.0088	別紙不要	0.075
080 キシレン	0.031	0.00225	0.00003	0.03328	別紙不要	0.7359
300 トルエン	0.67	0.01725	0	0.68725		2.1918
392 ノルマルヘキサン	0.198	0.051	0	0.249	別紙不要	0.2193
400 ベンゼン	0.057	0.004425	0	0.061425	別紙不要	0.07065

※届出様式に記載する場合は、排出量の有効数字は2桁とすること。ただし、排出量が1kg未満の場合、小数点以下第2位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。

算出結果から別紙を作成する

キャンセル

TOP > 事業所一覧 > 本紙入力 > 排出量算出

【HTD50001：燃料小売業者向けの排出量算出】

- 本画面の算出方法は、ガソリンスタンドにおける地下貯蔵タンクの場合を想定しています。他の算出方法（燃焼器具の燃料等）には使えません。
- 【使用方法】
 - ①受入量、給油量をそれぞれ入力します。
※ペーパー回収設備を設置している場合は、「有」を選択してください。
 - ②「排出量を算出する」ボタンをクリックすると、算出結果が表示されます。
 - ③「算出結果から別紙を作成する」ボタンをクリックすると、届出が必要な物質のPRTR届出書（別紙）を作成して前画面へ戻ります。
※算出結果に表示されている物質と同じ物質の別紙が既に存在する場合、当該物質の別紙は上書きされます。
- 「キャンセル」ボタンをクリックすると、編集した内容を破棄して、前画面に戻ります。

油種	受入時 ※単位は キロリットル です		給油時 ※単位は キロリットル です	
	受入量 (kl/年度)	ペーパー回収設備	給油量 (kl/年度)	ペーパー回収設備
プレミアムガソリン	10 kl/年度	☐ 有 ☒ 無	10 kl/年度	☐ 有 ☒ 無
レギュラーガソリン	5 kl/年度	☒ 有 ☐ 無	5 kl/年度	☒ 有 ☐ 無
灯油	30 kl/年度	☐ 有 ☒ 無	30 kl/年度	

排出量を算出する

入力情報をクリア

キャンセル

「製油所・油槽所・給油所におけるPRTR排出量・移動量算出マニュアルの掲載について」
<https://www.paj.gr.jp/news/218>

よくある質問



今年度は取扱量が少なかったんで、届出は不要。
でも、届出しないのは不安だな…。どうしよう…。
都道府県等(国)には届出不要の連絡したいけど。

その悩み…

電子届出なら解決できます！

都道府県等（国）からの
問合せも減ります！

『**お知らせ登録**』を行うことで、都道府県等（国）に、何故届出が不要なのかを連絡できます！！

キャンセル

<事業所情報>

事業者名	A株式会社
事業所コード	J200411000204
事業所名	A 1 事業所
事業所所在地	〒338-0822 埼玉県さいたま市桜区中島△丁目△番△号

メモ切替の排出把握年度: 2010 ▼ メモ切替

お知らせ状態:
届出対象外理由: ▼ ※届出対象外の場合のみ選択してください。

自治体へのお知らせ

添付ファイル: 参照... ファイルが選択されていません。

自治体への連絡 一時保存

内部メモ（他ユーザは参照不可）

添付ファイル: 参照... ファイルが選択されていません。

メモ保存

お知らせ状態:
届出対象外理由: 取扱量が規定量未満 ▼ ※届出対象外の場合のみ選択して

添付ファイル: 参照... ファイルが選択されていません。

自治体への連絡

他にも内部メモが残せるので、担当者が変わっても引継が簡単♪



いいね！

-----Original Message-----

From: info_prtr@nite.go.jp <info_prtr@nite.go.jp>

Sent: [REDACTED]

To: [REDACTED]

Subject: [3607408]PRTR 届出システムからのお知らせ（排出量等届出－照会）

令和2年9月3日

[REDACTED] 株式会社
[REDACTED] 様

[REDACTED] 市から以下の化管法第5条第2項に係る届出について照会があります。
システムにログインして照会内容をご確認の上、システム上で処理を行ってください。

整理番号: E [REDACTED]

事業所名: [REDACTED]

届出済（整理番号: E1123206-00001-00）

2011年04月13日 17:19 愛知県 → A株式会社 照会

対象	項目名	項目内容	照会内容
全体	全体		事業所の概要欄は2010年4月1日時点での情報となります。事業所の所在地が前年度と異なります。前年度: 稲生町△丁目△今年度: 小泉西町△丁目△△番号。移転、もしくは住所表記の変更があったのでしょうか。
別紙	別紙全体		昨年度から公共用水域への排出のお届けはゼロになっています。廃棄物を出さないプロセスにでも改善されたのでしょうか。ご確認ください。

添付ファイル:

◆上記の照会に対して、以下の処理を選択してください。
理由【変更不要の場合入力必須】

添付ファイル: [REDACTED] ファイルが選択されていません。

変更不要 変更届出 取り下げ願い キャンセル

デフォルトでメール設定されているので、都道府県等から照会があればすぐに通知が届き、照会内容もシステムからすぐに確認ができ、すぐに回答ができる。

一方、書面届出の場合・・・



○×反応が考えられるから廃棄物は
△□！？
専門家でないのでわからない！！

専門的な照会を電話で説明されるので、回答するのが難しいケースもある。

事業者

書面による
使用届出

申請用紙※は

(PDF版)<https://www.nite.go.jp/data/000008923.pdf>

(Word版)<https://www.nite.go.jp/data/000008921.doc>

からダウンロードできます！

※申請用紙＝使用届出＝電子情報処理組織使用届出書

使用届出

登録情報(IDなど)

都道府県等



使用届出を都道府県等に提出することで、登録できる！

(提出方法は都道府県等にもよりますが、郵送などで行えるため直接行かなくても問題ありません！)

その後…



事業者

都道府県等



※クライアント証明書の登録が2022年度からなくなりました。

…インストール済みの証明書について 特に何の操作をしていただくなくても、問題無く届出いただけます。



思ったより簡単だ！

電子情報処理組織使用届出書の様式

様式第4（第12条関係）

電子情報処理組織使用届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

届出者 (ふりがな) 住所 〒
(ふりがな) 氏名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則第12条第1項の規定に基づき、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項に基づく届出について、下記のとおり、電子情報処理組織の使用を開始することといたしましたので、届け出ます。

記

担当者 (連絡及び問い合わせ先)	(ふりがな) 氏 名	
	部 署	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
※識別番号		

(電子情報処理組織を使用して届出を行う事業所)

(ふりがな) 事業所の 名 称	
所 在 地 (ふりがな)	〒 ー 都道 市区 府県 町村

- 備考
- 1 同一の都道府県内に所在する複数の事業所について届け出る場合には、次業を使用すること。
 - 2 法人にあっては、電子情報処理組織を使用した届出の担当部署並びに氏名及び連絡先を記載すること。
 - 3 ※の欄には、記載しないこと。
 - 4 届出書の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(前業からつづき)

(ふりがな) 事業所の 名 称	
所 在 地 (ふりがな)	〒 ー 都道 市区 府県 町村

(ふりがな) 事業所の 名 称	
所 在 地 (ふりがな)	〒 ー 都道 市区 府県 町村

(ふりがな) 事業所の 名 称	
所 在 地 (ふりがな)	〒 ー 都道 市区 府県 町村

(ふりがな) 事業所の 名 称	
所 在 地 (ふりがな)	〒 ー 都道 市区 府県 町村

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/itdtp.html>

🔒 <https://www.nite.go.jp/chem/prtr/itdtp.html> ☆

HOME > 化学物質管理 > 化管法関連情報 > PRTR制度(届出関連) > PRTR制度 化管法に基づく届出に関する情報 > PRTR制度 電子届出が初めての方へ

PRTR制度 電子届出が初めての方へ

電子届出を始めるために必要な手続、届出方法についてのページです。

PRTR届出システムへのログインページは[こちら](#)

PRTR届出システムで電子届出を提出する際の操作方法を[動画](#) にて公開しております。

メニュー

- ▶ 1. インターネットに接続可能なパソコンを用意
- ▶ 2. 事前届出書の提出
- ▶ 3. ユーザID・初期パスワードの受領
- ▶ 4. PRTR届出システムへのログインと届出書の作成、届出(届出書の提出)
- ▶ 5. PRTR届出システム操作マニュアル
- ▶ 6. 操作デモ
- ▶ 7. よくある質問(Q&A)
- ▶ 8. PRTR電子届出の操作方法(YouTube)

化管法関連情報

▶ 化管法 法律条文、関連資料

▶ PRTR制度(届出関連)

▶ PRTR制度 (届出関連) (改正前)

▶ PRTR制度 届出対象事業者の判定

▶ PRTR制度 PRTR対象物質

▶ PRTR制度 排出量算出方法

▶ PRTR制度 化管法に基づく届出に関する情報

▶ PRTR制度に関するその他の情報

▶ PRTR制度(データの参照と活用)

▶ SDS制度



分野サイトマップ

注目コンテンツ



化学物質管理センターの
取組・成果(ニュースリリース等)

1 インターネットに接続可能なパソコンを用意

8. PRTR電子届出の操作方法(YouTube)

PRTR届出システムで電子届出を提出する際の操作方法を動画にて公開しております。

【入門編】

PRTR電子届出を初めて利用しようと考えている方向けの動画です。申請の方法から届出までを紹介しております。



【実践編】

PRTR届出をすでに利用したことがある方向けの動画で、入門編より発展的な内容を扱っております。使用届出の変更方法や燃料小売業の方の届出方法等についても紹介しております。



【解決編】

よくある質問などを事例形式で紹介しております。

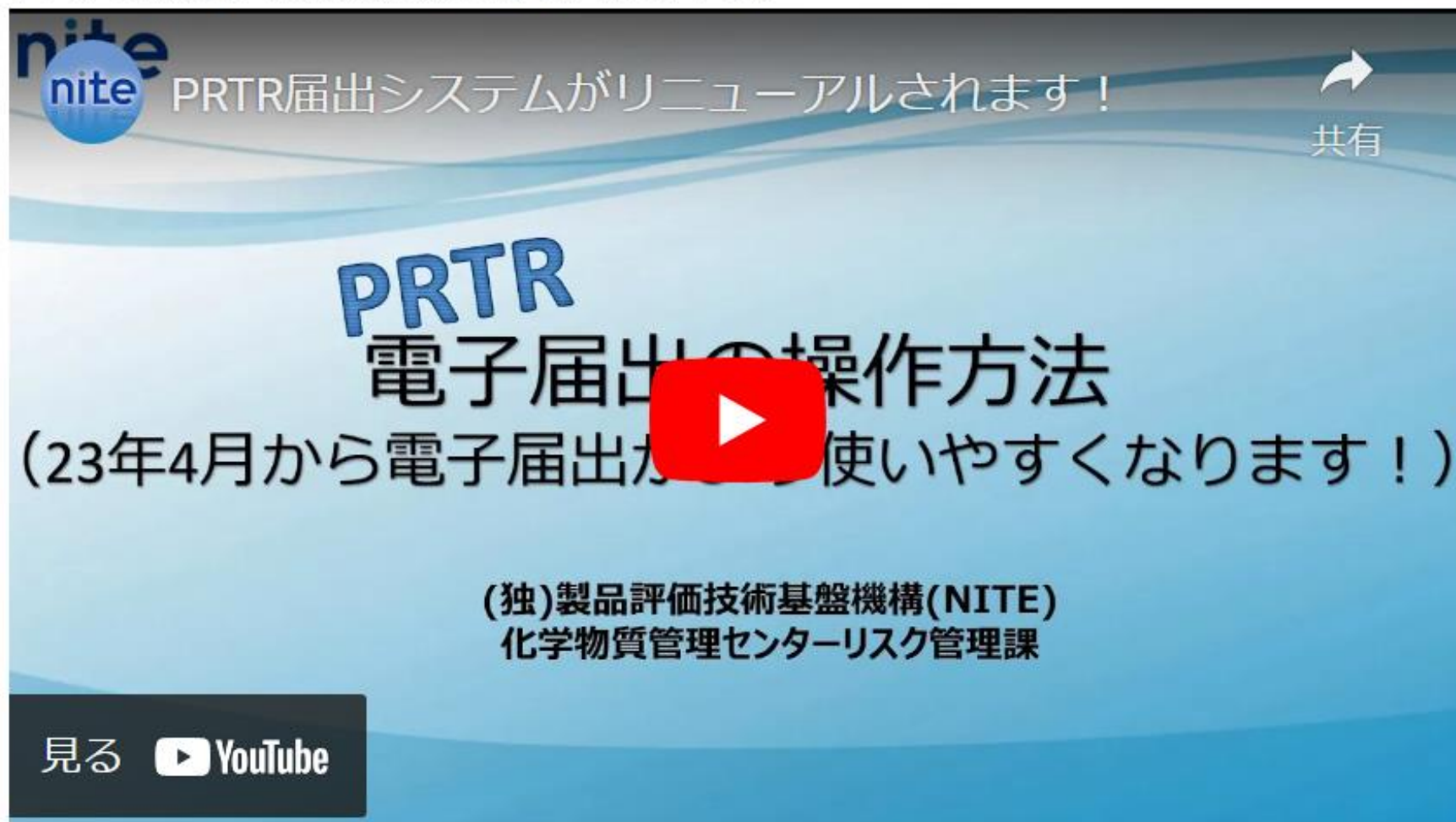
nite PRTR電子届出の操作方法（解決編） 共有

PRTR
電子届出の操作方法
(解決編)

(独)製品評価技術基盤機構(NITE)
化学物質管理センターリスク管理課

見る YouTube

PRTR届出システムがリニューアルされました！
システム改修後の主な変更点を紹介しております。



The image is a YouTube video player thumbnail. At the top left is the 'nite' logo. To its right, the text 'PRTR届出システムがリニューアルされます！' is displayed. In the top right corner, there is a share icon and the text '共有'. The main title 'PRTR 電子届出の操作方法' is centered in large, bold characters. Below it, a subtitle in parentheses reads '(23年4月から電子届出がより使いやすくなります！)'. A large red play button icon is centered over the text. At the bottom center, the text '(独)製品評価技術基盤機構(NITE) 化学物質管理センターリスク管理課' is shown. In the bottom left corner, there is a dark button with the text '見る' and the YouTube logo.

nite PRTR届出システムがリニューアルされます！ 共有

PRTR
電子届出の操作方法
(23年4月から電子届出がより使いやすくなります！)

(独)製品評価技術基盤機構(NITE)
化学物質管理センターリスク管理課

見る YouTube

(参考) 届出作成支援システム

nite

<https://www.prtr.nite.go.jp/ncss/index.page>



目次

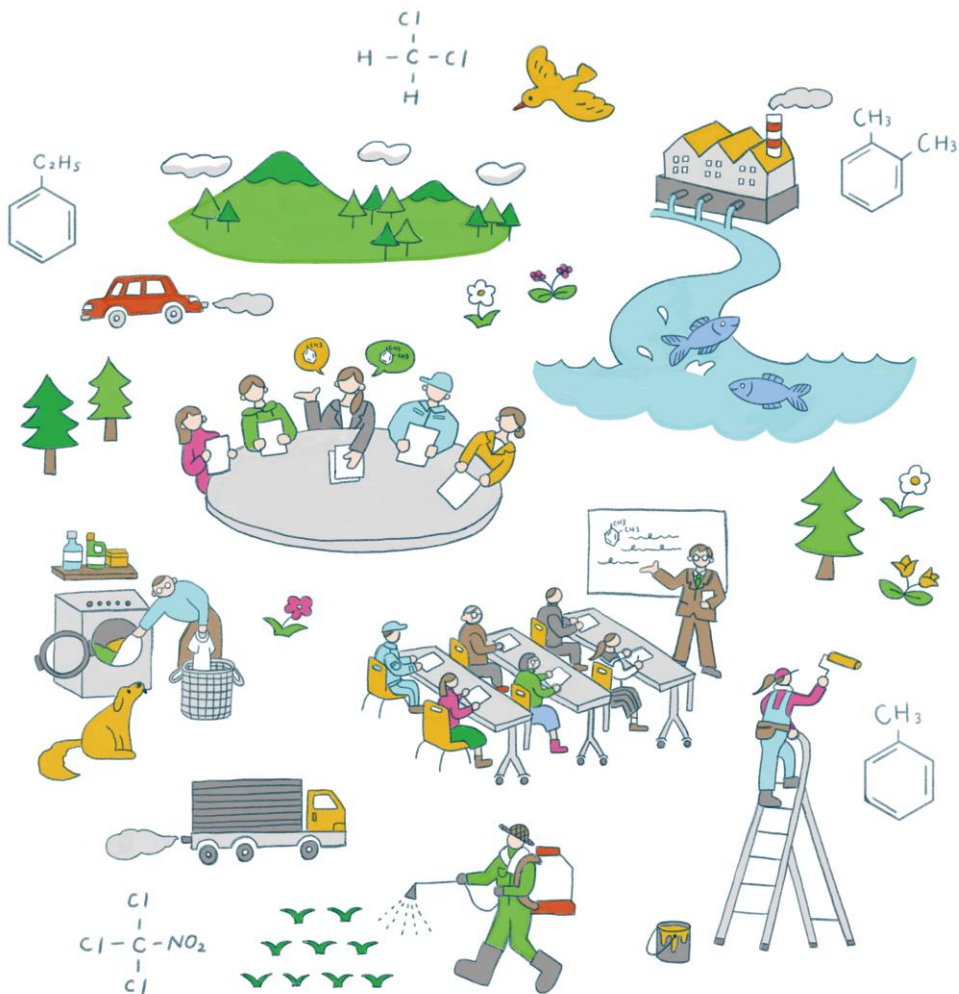
1. PRTR制度の概要とNITEの役割
2. PRTR届出書作成の留意点
 - 2-1 NITEホームページによる情報の提供
 - 2-2 受理作業の概要と届出書作成の留意点
3. データの精緻化と排出量削減の取り組み
4. 電子届出の利用促進
- 5. まとめ**

- ・NITEはPRTR制度に基づく届出の集計から公表に至る一連の事業を行う我が国の唯一の機関として、化管法の施行が円滑にできるように、業務を実施しています。
- ・ホームページにはPRTR届出に関する様々な情報を掲載されていますので、初めて届出をするときなどにご参照ください。また、ご不明の点についてはチャットボット、電話、メールでお問い合わせいただけます。
- ・PRTR届出書の本紙と別紙について、作成の際の留意点をご紹介します。
- ・NITEはPRTRデータの精緻化と環境へのリスク回避を目指して事業者を訪問し、情報を提供しています。
- ・電子届出の利用促進にぜひご協力ください。

ご静聴ありがとうございました。

Fin.

化学物質のリスクコミュニケーション促進のための アドバイザー制度について



経済産業省 化学物質管理セミナー
第1回PRTR編
2024年11月7日(木)

環境省化学物質アドバイザー派遣事業事務局
(一社) 環境情報科学センター 末次若子



化学物質アドバイザーとは？

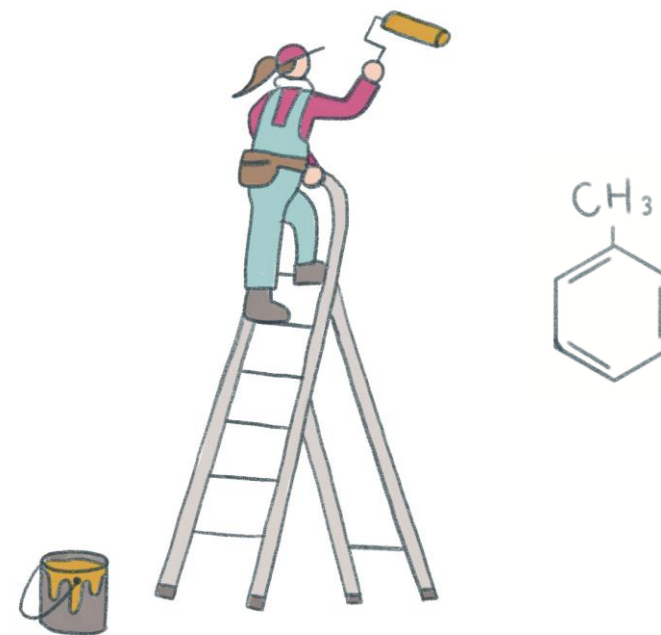
化学物質に関する専門知識や、化学物質についての的確に説明する能力等を有する人材として、一定の審査を経て登録されている方々です。市民や事業者、行政の要請に応じて中立的な立場で「化学物質」や「化学物質による環境リスク」に関する客観的な情報提供やアドバイスを行います。化学物質アドバイザーの活動は、環境省の事業として行われており、営利を目的としたものではありません。

化学物質アドバイザー制度

- ・ 運営母体：環境省 大臣官房 環境保健部 化学物質安全課
- ・ 化学物質アドバイザー派遣開始：平成15年（2003年）

<誕生の背景>

PRTR制度により、身の回りの化学物質の環境への排出量・移動量が分かるようになり、リスクコミュニケーションの重要性が指摘されるなか、化学物質に関する正確な情報を分かりやすく伝えることにより対話の推進に役立つ人材の育成・活用の一環として、化学物質アドバイザーの研修・登録・派遣を行うこととなりました。



化学物質アドバイザーの 活動場面

化学物質アドバイザーが
活動する場面は
主に2つあります。

1

リスクコミュニケーションの場で
皆様の疑問に答える



2

化学物質に関する
勉強会や講演会の講師をする



こんな時にご利用ください

- リスクコミュニケーションに参加して、化学物質の解説をしてほしい
- 社内の研修で化学物質管理のレクチャーをしてほしい
- 化学物質に関する法規制や最新の知見を紹介してほしい
- 工場からの排ガスや排水中の化学物質について知りたい
- 暮らしの中の化学物質について勉強したい

派遣先の講演等で取り扱うテーマは、制度発足当初はPRTR制度についてが多く、近年はリスクコミュニケーションや化学物質管理（化審法をはじめとする関係法令の法改正に伴う変更点や、災害時を想定した化学物質管理）が多くなっています。

リスクコミュニケーションでの役割

リスクコミュニケーションは、環境リスク等の化学物質に関する情報を、市民、事業者、行政等のすべての関係者が共有し、意見交換等を通じて意思疎通と相互理解を図ることです。

事業者の取組を地域社会に理解いただき、地域の環境リスクを考えるために行いますが、その参加者は、それぞれの立場や、持っている情報、化学物質に対する知識が異なります。このような参加者のギャップを埋め、皆様が同じ理解の元に意見交換を行うため、化学物質アドバイザーが分かりやすく情報提供を行います。



化学物質アドバイザー派遣制度の活用事例紹介

～リスクコミュニケーション（ロールプレイ）や演習におけるアドバイス等～

埼玉県内で化学物質を取り扱う事業者を対象に、①リスクコミュニケーションとは ②リスクコミュニケーションとSDGsや防災との関係 ③コロナ禍における地域対話のあり方について学び、グループ演習やロールプレイを通して、コミュニケーションのノウハウを習得する研修会でした。

化学物質アドバイザーは、グループ演習において各グループを巡ってディスカッションがスムーズに行われるようアドバイスを行い、ディスカッションの結果発表の際は、講師とともに、コミュニケーション時によくある質問や対応方法等について、事例紹介を交えた説明や、助言、指導等を行いました。

参加者の声

- グループ演習は初めてで戸惑ったが、配布された用紙への記載方法のアドバイスをいただけたので、スムーズに進めることができた。
- 参加者の発言を再度確認の上、違った視点でのとらえ方や説明を加えていただき、ディスカッションの内容が深まった。



グループ演習でのディスカッションの結果発表



アドバイザーの助言の様子

問合せ・派遣要綱はこちらから



1 問合せフォーム

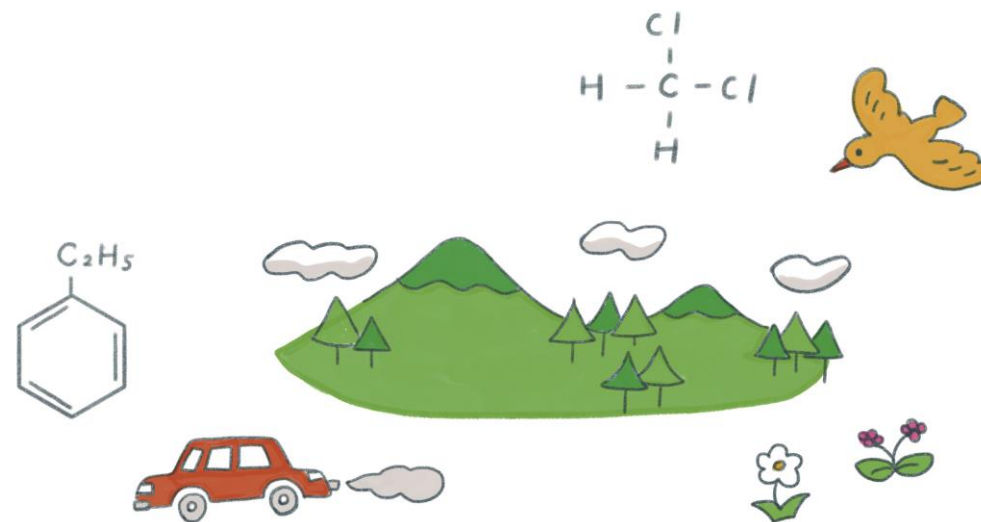
依頼内容をお知らせください。派遣事務局にて担当アドバイザーを手配します。

2 派遣申請書

担当アドバイザー、依頼内容、派遣日が確定したのち、ご提出ください。

3 結果報告書

派遣日から 20 日以内に派遣事務局へご提出ください。



派遣に関する旅費・謝金は、依頼者のご負担をお願いいたします。謝金は、アドバイス業務 5,000 円 / 1h、講師 10,000 円 / 1h を上限としています。

※詳細は、化学物質アドバイザー派遣要綱をご覧ください。

化学物質管理強調月間（令和7年2月）連携事業

★アドバイザー制度利用促進キャンペーン★

対象期間 令和7年2月1日～28日（1か月間）

実施概要

対象期間中に開催される行事の派遣申請がなされた場合、
アドバイザー派遣費用を無料とする。

（アドバイザーの交通費・謝金は環境省にて負担する）

期間限定、先着10件を予定





制度についてのお問合せ

環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課

100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 TEL / 03-3581-3351 (内線 6358) e-mail: ehs@env.go.jp

相談・派遣のお申し込み

化学物質アドバイザー派遣事務局

[https://www.env.go.jp/chemi/communication/
taiwa/irai/jimukyoku.html](https://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/irai/jimukyoku.html)



化学物質アドバイザーウェブサイト

[https://www.env.go.jp/chemi/communication/
taiwa/index.html](https://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/index.html)



化学物質アドバイザーの 活用事例

経済産業省 化学物質管理セミナー

第1回PRTR編

2024年11月7日(木)

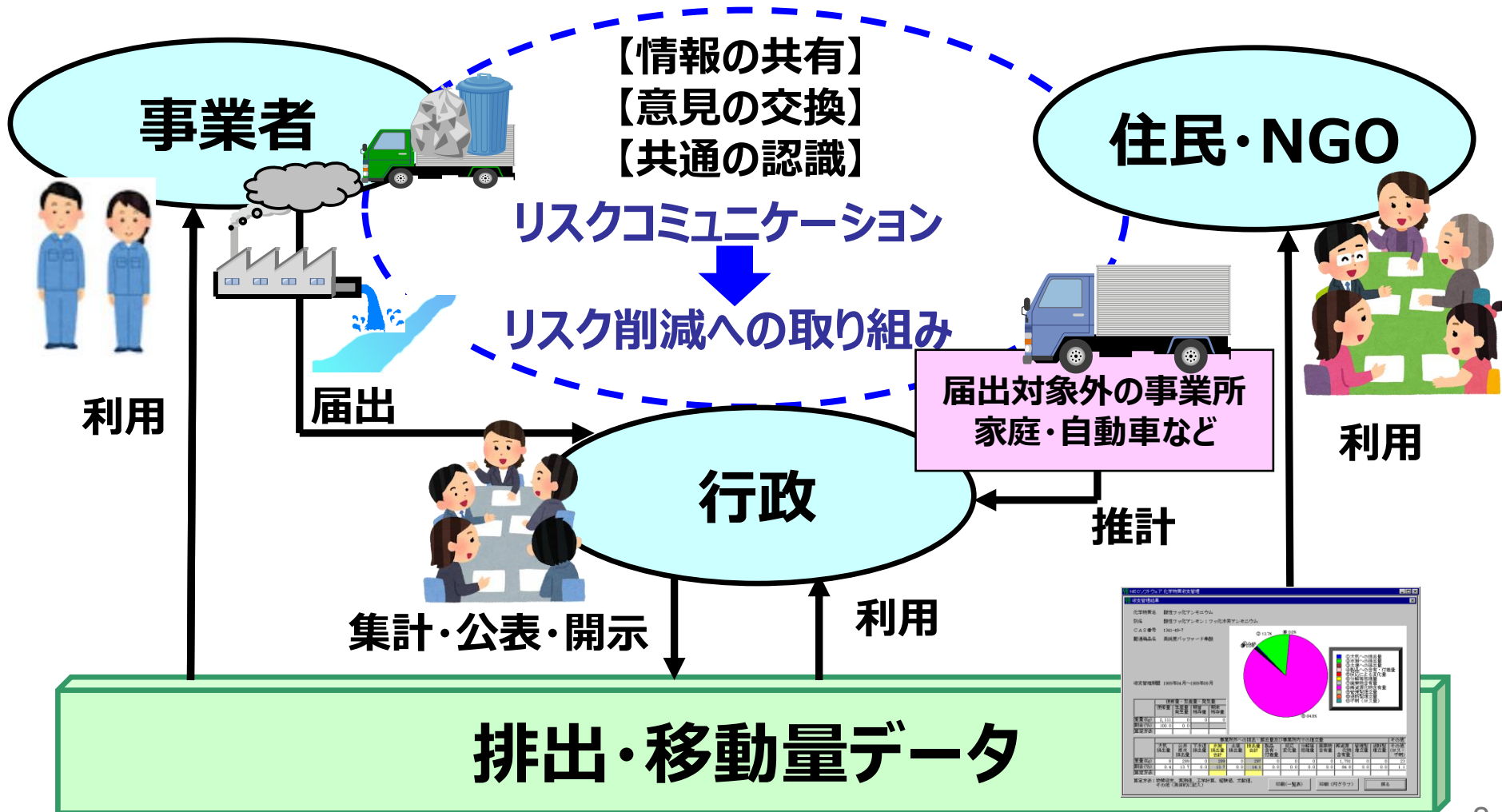
環境省事業 化学物質アドバイザー

寺沢 弘子

PRTTR制度と 化学物質のリスクコミュニケーション

P R T R : Pollutant Release and Transfer Register

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（略称：化管法）



円滑なリスクコミュニケーションのために (中立的な立場の第三者の活用)

● ファシリテーター（進行役）



- ・中立的な立場でグループのプロセスを管理し、その成果が最大となるように支援する。
- ・結論を導いたり、誘導しない。（結果や結論に責任を持たない・持てない。）
- ・会議を円滑に進めるためのルールを作る。
- ・議論がかみ合うよう、必要に応じて修正する。

● インタープリター（解説者）



- ・専門用語などの情報を、中立的な立場から分かりやすく解説する。
- ・参加者に代わって物事を判断したり誘導しない。
(リスク評価はしない。評価のプロセスの適正性を判断することはある。
危険か安全かの判断はしない。)

＊ 化学物質アドバイザーの役割のひとつが、
リスクコミュニケーションにおけるインタープリター（解説者）です。

ファシリテーター/インタープリター 活用の利点・注意点

● 中立的な立場の第三者を活用する利点

- ・事業者と住民とが対等な立場であることが明確になる。
- ・偏った思い込みが排除され、議論がかみ合って、スムーズな進行が期待できる。
- ・問題が深堀できる。
- ・化学物質に対する解説が中立的で、住民に受け入れられやすい。化学物質の有害性などの解説を任せられる。

※注意点：部外者なので、開催の主旨説明や進行上の配慮についての事前打合せが必要など、手間はかかる。

● 事業者自ら／自治体職員から選出する利点

- ・従来からの背景に詳しいファシリテーターやインタープリターならではの、きめ細かい対応ができる。
- ・事業者自らの場合は事業の実態に沿った／自治体職員の場合は地域の実情に合わせた進行や話ができる。

第三者の活用 **なし**/あり の例 1

住民と事業者の当事者だけで話をすると・・・



住民

トルエンの排出をやめてほしい。



事業者

トルエンを使わないと製品が作れません。
私たちは、各種法規制を順守して、
トルエンを適切に管理・使用しています。

お互いの主張（話）は平行線のままで、かみ合わない。

第三者の活用 なし/あり の例 2



住民

ファシリテーター・インタープリター(アドバイザー)が参加すると…

トルエンの排出をやめてほしい。



ファシリテーター

〇〇さん、なぜ排出をやめてほしいのですか。



住民

有害性がある物質でしょう？ 健康被害が心配だからですよ。



ファシリテーター

なるほど、トルエンの有害性による健康被害がご心配なのですね。
そもそもトルエンにはどんな有害性があるのでしょうか。



アドバイザー

高濃度のトルエンには神経系の障害などの有害性があります。
例えば、室内空気濃度指針値は0.07ppmですが、これは、ヒトが
一生涯摂取しても、有害な影響がないと考えて算出した値です。



ファシリテーター

そうですか、この事業所でのトルエンの濃度はいくつですか。



事業者

敷地境界での濃度は、0.01～0.02ppmです。

話がかみ合うようになり、解決のために必要なことが見えてくる。

参考事例：事業者自らが解説役を務めたケース

コンピュータ機器、O A 機器などが主要製品である事業所。
ファシリテーターやインタープリター(アドバイザー)は、第三者から選出せず、事業者の中で、司会進行役や解説者を分担して意見交換会を開催。



住民

「アセトン」とは、どんな有害性のある物質ですか？



事業者

人体への影響としては、蒸気吸入で頭痛、めまい、嘔吐、
高濃度で意識喪失、長期暴露で眼、耳、のどの炎症があります。
この事業所で排出している濃度レベルでは、人体への影響は
認められません。



住民

(軽く苦笑して、) そうなんでしょうけれど、..
(やや納得できない感じで、) 分かりました。

【終了後に確認した住民の声】

事業者の説明は本当のことだとは思いますが、..

排出している当事者は、それ以外に言いようがないですね。

(自分たちが排出している濃度レベルを、自分たちで問題ないと説明されても
..なんだかね。信用しない訳じゃないんだけど。)

⇒ 中立的な立場の人の解説なら素直に受け入れられた可能性が高い。

活用事例 1 : 意見交換会での質疑応答の例 1

● 開催前の事業者の懸念事項:

2004年度に2000年度排出量の86%排出削減を達成。

更に大幅削減するためには、処理による電力使用量の増加や薬品の使用、代替物質による新たな化学物質排出などが予想される。

特に排水中のフッ化水素の濃度は、水質汚濁防止法の排出基準の1/10で、海水中の自然由来フッ素と同レベルであるが、更に削減する必要があるのか？それを事業者だけで判断して良いのか？



漁協組合員

海へフッ素を1.5ppmで排出しても問題ないという説明でしたが、A社以外の事業所も1.5ppmでフッ素を排出したら、影響は？



アドバイザー

もともとの海の水に1.3ppmくらいのフッ素が含まれているので、同じレベルの排水をたくさん流しても影響はありません。

参加者から、「フッ素の排出量を更に削減する必要はない。」との意見があった。

⇒ 一般市民は科学的なリスクを理解できない、というのは大きな誤解である。

活用事例 2：意見交換会での質疑応答の例 2



住民

若干量のクロロホルムを排出しているとのことですが、これは地域にどの程度の有害性があるのでしょうか。



アドバイザー

クロロホルムの有害性で一番懸念されるのは、発がん性の疑いですが、これは動物実験の結果であり、ヒトに関しては確実なデータがあるわけではありません。クロロホルムを吸い込んだ場合には目や鼻に炎症を起こしたり、体内に摂取されると肝臓に悪影響を及ぼすと言われています。

〇〇工場周辺では、クロロホルムの影響がどの程度かという問題ですが、PRTR 法に基づいた排出量から、雨や風などを考慮した大気中の濃度の推定値を、独立行政法人がインターネットで公開しています。それによれば、〇〇工場周辺のクロロホルム濃度は、厚生労働省が出している指針値の300 分の1 くらいと非常に低い数値ですから、地域住民への影響はまったく考えられません。（以下略）



ファシリテーター

専門家のご意見があると、より参考になりますね。（以下略）

活用事例 3 : 意見交換会での質疑応答の例 3

印刷会社の取組として、インクからのVOC削減対策を紹介した際、事業者が、「有機（溶媒）」からの代替化を進め、「無機」に変えていると説明した。



住民

（半ば独り言で）「無機」？ クロムとかカドミウムのこと？？？
「無機」に変えたら、もっと危険なんじゃないの？



アドバイザー

いま、「無機」ということで心配されたのは、「鉛」や「カドミウム」などの重金属についてですか？ 一般的な傾向として、顔料などに「鉛」や「カドミウム」を使うものは減っています。
また、最近は、有機溶媒を使用しない（水性）塗料が増えています。事業者の方は、これを「無機」と言っているのではないのでしょうか。



ファシリテーター

印刷インキの最近の傾向の話がありましたが、A社ではどうですか？



事業者

「無機」という言葉は、「有機溶媒でない」という意味で、私たちはトルエンやキシレンを使っていない「水性塗料」のことを指しています。
「鉛」や「カドミウム」等の無機顔料は、既に使用していません。



住民

ああ、そういうことですか。分かりました。

ファシリテーターやインタープリターの参加により、「無機」という言葉の認識の違い（市民は鉛・クロム・カドミウム等を含む顔料を想像、事業者は有機溶媒ではないと認識）が明確になり、互いの用語の定義の違いから誤解が生じかけた事態が回避された。

活用事例 4 : 社内勉強会等の講師

- 化学物質を実際に取り扱う従業員向けに、化学物質に関する法規制の勉強会を開催したい。特に、最近改正された〇〇法のポイントを解説してほしい。
- 地域住民とのリスクコミュニケーションを開催する前に、社内関係部署に対して、化管法やリスクコミュニケーションの説明をしてほしい。他社の事例も紹介してほしい。
- リスクコミュニケーションに参加予定の地域住民向けに事前説明会を開催したい。化管法（PRTR制度）や化学物質のリスクについて、住民向けに分かりやすく説明してほしい。



活用事例 5 : 行政主催のセミナー等の講師

- 県主催の研修会で、災害に備えた化学物質の適正管理について講演してほしい。
- 化学物質のリスクコミュニケーション推進セミナーを開催したい。
初めてリスクコミュニケーションを開催する事業者向けのセミナーで、地域住民との意見交換会を想定したロールプレイングを実施して、参加者の理解を深めたい。



化学物質のリスク評価・リスク管理、
リスクコミュニケーションをより一層推進するため、
化学物質アドバイザー制度を活用してみませんか



ご清聴ありがとうございました